

高岡市男女平等推進プラン（第2次）

平成 29 年 2 月
高岡市

はじめに

高岡市では、このたび、男女が一緒になって活躍できる社会を目指し、「高岡市男女平等推進プラン（第2次）」を策定いたしました。

これまで、本市では旧高岡市と旧福岡町それぞれのプランの趣旨等を受け継いだ「高岡市男女平等推進プラン」を平成19年度に策定し、「認めあい 支えあい 共に輝く ひととまち」を目指して男女平等・共同参画の実現と推進に取り組んできました。また、平成24年度からはプランの前期計画期間終了に伴って見直した後期事業計画により、着実に施策・事業を実施してまいりました。

このプランは、これまでの取り組みや社会情勢の変化を踏まえ、国・県の動きや関係法令の制定などに対応するため、高岡市男女平等推進市民委員会に諮問するとともに、パブリックコメントにより広く市民の皆様からのご意見を伺いながら策定したものです。

本市では、文化薫る創造力豊かな高岡を市民の皆様とともに築くため、「豊かな自然と歴史・文化につつまれ、人と人がつながる 市民創造都市 高岡」をまちの将来像として掲げ、「文化力」「創造力」「市民力」という高岡の強みを活かした取り組みを進めています。

「市民創造都市 高岡」の目指すべきまちの姿のひとつである男女平等・共同参画社会の実現に向け、この新たなプランにより、男女が互いにその人権を尊重し、一人ひとりが持つ個性と能力を十分発揮できる社会の形成に取り組んでまいります。市民の皆様には一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました高岡市男女平等推進市民委員会及び策定部会の委員の皆様をはじめ、市民の皆様並びに関係の方々に心より感謝申し上げます。

平成29年2月

高岡市長 高橋正樹

目次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	
(1) 市の取り組み、県の動き、国の動き	4
(2) 社会状況の変化	7
(3) 市民等の意識調査結果	11
(4) 前計画の成果と課題	21

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の基本理念	27
2 計画の基本目標	28
3 計画の性格と役割	29
4 計画期間	29
5 計画の体系	30

第3章 計画の内容（基本計画）

・基本目標Ⅰ あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり	33
・基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり	36
・基本目標Ⅲ 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり	38
・基本目標Ⅳ 計画の総合的な推進	41

第4章 計画の内容（事業計画）

・基本目標Ⅰ あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり	
重点課題1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進	45
重点課題2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消	47
重点課題3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進	49

・ 基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり

重点課題 4	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	51
重点課題 5	働く場における女性の活躍支援	55
重点課題 6	家庭・地域活動における男女の相互協力の推進	57

・ 基本目標Ⅲ 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり

重点課題 7	あらゆる人に対する人権の尊重	58
重点課題 8	あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶	60
重点課題 9	国際化社会における理解と交流	61
重点課題10	男女の生涯を通じた健康支援	62

・ 基本目標Ⅳ 計画の総合的な推進

重点課題11	プランの総合的推進	66
--------	-----------	----

資料

・ 高岡市、県、国、世界の動き	71
・ プランの用語解説	75
・ 女性差別撤廃条約	79
・ 男女共同参画社会基本法	85
・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	89
・ 高岡市男女平等推進条例	95
・ 高岡市男女平等推進市民委員会名簿	99
・ 高岡市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱	100
・ 高岡市男女平等推進プラン（第2次）策定の経過	101
・ 市民の相談・情報窓口等	102
・ 高岡市男女平等推進センター	103

高岡市男女平等・共同参画都市宣言	104
------------------	-----

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

高岡市では、旧高岡市と旧福岡町それぞれのプランの趣旨等を受け継いだ「高岡市男女平等推進プラン」を平成19年度に策定し、「認めあい 支えあい 共に輝く ひととまち」を目指して男女共同参画の実現と推進に取り組んできました。

男女共同参画の推進に向けた市民意識は着実に高まりつつありますが、依然として根強く存在する男女の固定的性別役割分担意識の解消への一層の取組が必要です。

平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進も重要となっています。

さらに、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立や、多様化する女性に対する暴力への対応、生活に困難を抱える女性への対応など、今日的課題への対応も求められています。

このような状況のもと、高岡市ではこれまでの成果や今日的な社会情勢などを踏まえ、「高岡市男女平等推進プラン」の内容を見直し、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの推進のため、「高岡市男女平等推進プラン（第2次）」を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 市の取り組み、県の動き、国の動き

市の取り組み

平成 17 年 11 月、旧高岡市と旧福岡町が合併し、新「高岡市」がスタートしました。以降、本市においては、平成 20 年 1 月に策定した「高岡市男女平等推進プラン」に基づき、男女平等・共同参画社会実現のための取り組みを進めてまいりました。

同年 9 月には、「男女平等・共同参画都市宣言」を制定し、市民・事業者等と行政が一体となって男女平等・共同参画社会の実現を進める姿勢を市の内外に発信しました。

平成 24 年 2 月には、高岡市男女平等推進プランの前期計画期間終了に伴い、事業計画を見直して「男女平等推進プラン後期事業計画」を策定しました。また、あわせて「高岡市DV対策基本計画」を策定し、暴力を許さない社会の実現に向け、様々な施策に取り組んでいます。

平成 24 年 4 月からは男女平等推進センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を設置することにより、DV被害者に対する支援の迅速化、強化を図りました。

また、同年 9 月には仕事と生活の調和の実現に向けて取り組みを住民・地域・事業所に広めるため、「高岡市ワーク・ライフ・バランス推進指針」と「高岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度」を策定しました。

そして、仕事と子育てを両立しやすい組織風土の醸成を推し進めるため、平成 28 年 4 月から市長をはじめ所属長以上の職員が「イクボス宣言」を行い、取り組みを広げています。

県の動き

富山県においては、平成 24 年 3 月に策定した「富山県民男女共同参画計画（第 3 次）」に基づき、男女共同参画の促進のための施策を総合的に進めています。

平成 27 年 8 月には、とやまの女性が様々な分野で持てる力を十分に発揮し活躍できるよう、女性活躍推進に向けた環境づくりを進めるため、「富山県女性の活躍推進連携協議会」が設置・開催されました。

また、平成 28 年 3 月に「富山県DV対策基本計画（第 3 次）」を策定し、DVの未然防止や被害者支援対策の充実を図り、暴力のない社会の実現を目指した取り組みを進めています。

国の動き

「高岡市男女平等推進プラン後期事業計画」を策定した平成 24 年以降、国においては次のような取り組みが進められました。

○ 第 4 次男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成 27 年 12 月 25 日に「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

第 4 次男女共同参画基本計画の構成等は次のとおりです。

・ 目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

・ 施策の基本的方向と具体的な取組の構成

I あらゆる分野における女性の活躍

- 第 1 分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- 第 2 分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第 3 分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第 4 分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- 第 5 分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 第 6 分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第 7 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第 8 分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第 9 分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第 10 分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- 第 11 分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- 第 12 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

・ 計画において改めて強調している視点

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥ 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定

平成 19 年 12 月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、仕事と生活の調和推進官民トップ会議によって策定されました。これにより、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むこととしています。

○女性活躍推進法の成立

平成 27 年 8 月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が制定されました。女性の活躍促進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、従業員 300 人を超える民間企業等）に義務付けられました。

（２） 社会状況の変化

人口の推移

平成 27 年 12 月現在の総人口は 17 万 4,876 人（女性 90,445 人、男性 84,431 人 外国籍市民を含む）となっています。平成 17 年 11 月の新市誕生以来、本市の人口は減少を続けており、今後も人口は減少を続けるものと見込まれています。

また、老年人口の割合は増加し、年少人口と生産年齢人口の割合は低下すると予測されており、少子化・高齢化の進行が懸念されます。

高岡市の総人口と総世帯数

単位：人

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
総人口	182,822	177,326	174,876	162,476	154,284
年少人口 (0～14 歳)	23,226 (12.7%)	21,626 (12.2%)	19,854 (11.4%)	17,101 (10.5%)	15,158 (9.8%)
生産年齢人口 (15～64 歳)	116,381 (63.7%)	108,165 (61.0%)	100,218 (57.3%)	89,148 (54.9%)	84,142 (54.5%)
老年人口 (65 歳以上)	43,215 (23.6%)	47,535 (26.8%)	54,804 (31.3%)	56,227 (34.6%)	54,984 (35.7%)
総世帯数	61,666	63,526	66,462	—	—
1 世帯当たり 人員	2.96	2.79	2.63	—	—

※ 平成 32 年、平成 37 年は推計人口

資料：高岡市統計書（H17, 22, 27 年）

国立社会保障・人口問題研究所（H32, 37 年）

合計特殊出生率の推移

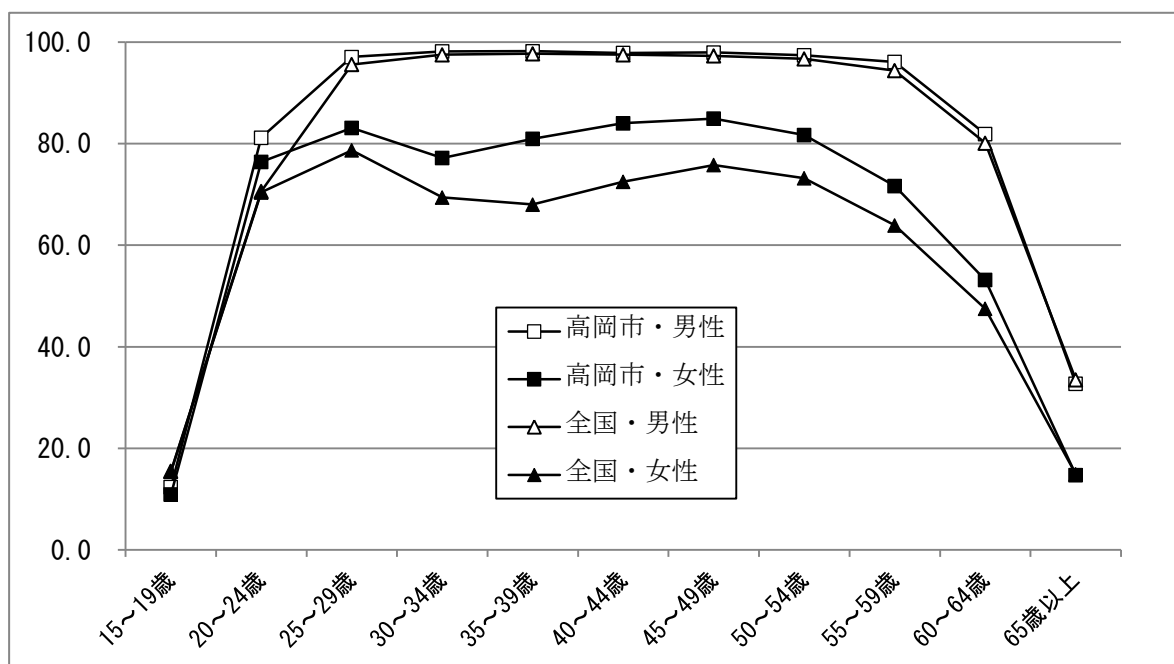
未婚化、晩婚化、晩産化の進行により、全国的に合計特殊出生率が低下しています。全国の合計特殊出生率は昭和 50 年に 2.0 を下回って以降低下傾向にあり、平成 17 年には過去最低である 1.26 まで落ち込んでいます。その後は微増ではあるものの上昇に転じており、平成 27 年は 1.46 となっています。

平成 27 年の富山県の合計特殊出生率は 1.51 で、平成 6 年以来 21 年ぶりに 1.5 を超える数値となりました。

働き方、職場での男女の状況

女性の労働力率は、全国では30～34歳層と35～39歳層の労働力率が落ち込み、浅いM字型カーブを形成しています。高岡市においては、30～34歳層に浅い窪みの部分がありますが、全国と比較すると全体的に高い労働力率で推移しています。

年齢階級別労働力率の推移



資料：平成22年国勢調査

女性雇用形態別就業者数及び比率の推移

富山県

単位：千人

	平成4年度	平成9年度	平成14年度	平成19年度	平成24年度
女性雇用者	212	224	215	229	227
うちパート・アルバイト	53	64	70	77	83
構成比	25.0%	28.6%	32.6%	33.6%	36.6%

国

単位：千人

	平成4年度	平成9年度	平成14年度	平成19年度	平成24年度
女性雇用者	20,529	21,867	22,531	24,460	25,049
うちパート・アルバイト	6,871	8,254	9,337	9,961	10,744
構成比	33.5%	37.7%	41.4%	40.7%	42.9%

資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

女性管理職の割合

企業規模が 100 人以上の民間企業における女性管理職の割合は増加していますが、男性と比較するとまだ大きな差があります。また、職階が上がるにつれて女性比率は少なくなっています。

役職別管理職に占める女性の割合の推移

	平成 7 年度	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
管理職	8.6%	9.0%	9.6%	9.9%	12.5%
部長職	1.3%	2.2%	2.8%	4.2%	6.2%
課長職	2.8%	4.0%	5.1%	7.0%	9.8%
係長職	7.3%	8.1%	10.4%	13.7%	17.0%

資料：総務省統計局「労働力調査」

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

配偶者等からの暴力（DV）相談件数の推移

高岡市男女平等推進センターで受けたDVに関する相談件数は、平成 24 年度に大幅に増加しています。その理由としては、平成 24 年 4 月から相談室に配偶者暴力相談支援センターの機能を整備したことにより、相談支援体制の強化を図られたことが大きな要因であると考えられます。

全国的にはDV相談件数は増加傾向にありますが、本市では平成 25 年度以降は相談件数は減少しています。

女性相談員が受けたDVに関する相談件数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
高岡市男女平等推進センター	1,157 件	1,351 件	1,911 件	1,762 件	1,435 件	1,001 件
富山県	2,922 件	4,016 件	3,890 件	4,714 件	2,914 件	3,085 件
全国	77,334 件	82,099 件	89,490 件	99,961 件	102,963 件	111,630 件

※ 富山県の件数は、富山県女性相談センター職員、富山市家庭児童相談課、高岡市子ども・子育て課、黒部市生涯学習課（平成 26 年度～）、南砺市女性・子ども相談室の各女性相談員が受付・処理した件数の合計。

資料：内閣府「配偶者からの暴力に関するデータ」

富山県「男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画

推進施策の実施の状況についての報告書」

高岡市男女平等推進センター相談件数集計

D V被害者の一時保護件数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
高岡市	5 件	6 件	4 件	7 件	3 件	2 件
富山県	30 件	33 件	26 件	49 件	43 件	34 件

※ 高岡市の件数は、富山県女性相談センターへ一時保護を依頼した件数

資料：富山県「男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画
推進施策の実施の状況についての報告書」
高岡市男女平等推進センター集計

保護命令の発令状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
高岡市	0 件	2 件	0 件	4 件	2 件	2 件
富山県	3 件	3 件	13 件	13 件	9 件	8 件

資料：富山県「男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画
推進施策の実施の状況についての報告書」
高岡市男女平等推進センター集計

外国人登録者件数の推移

高岡市の外国人登録者数は、平成 19 年をピークに減少が続いていましたが、平成 25 年頃から再び増加に転じています。

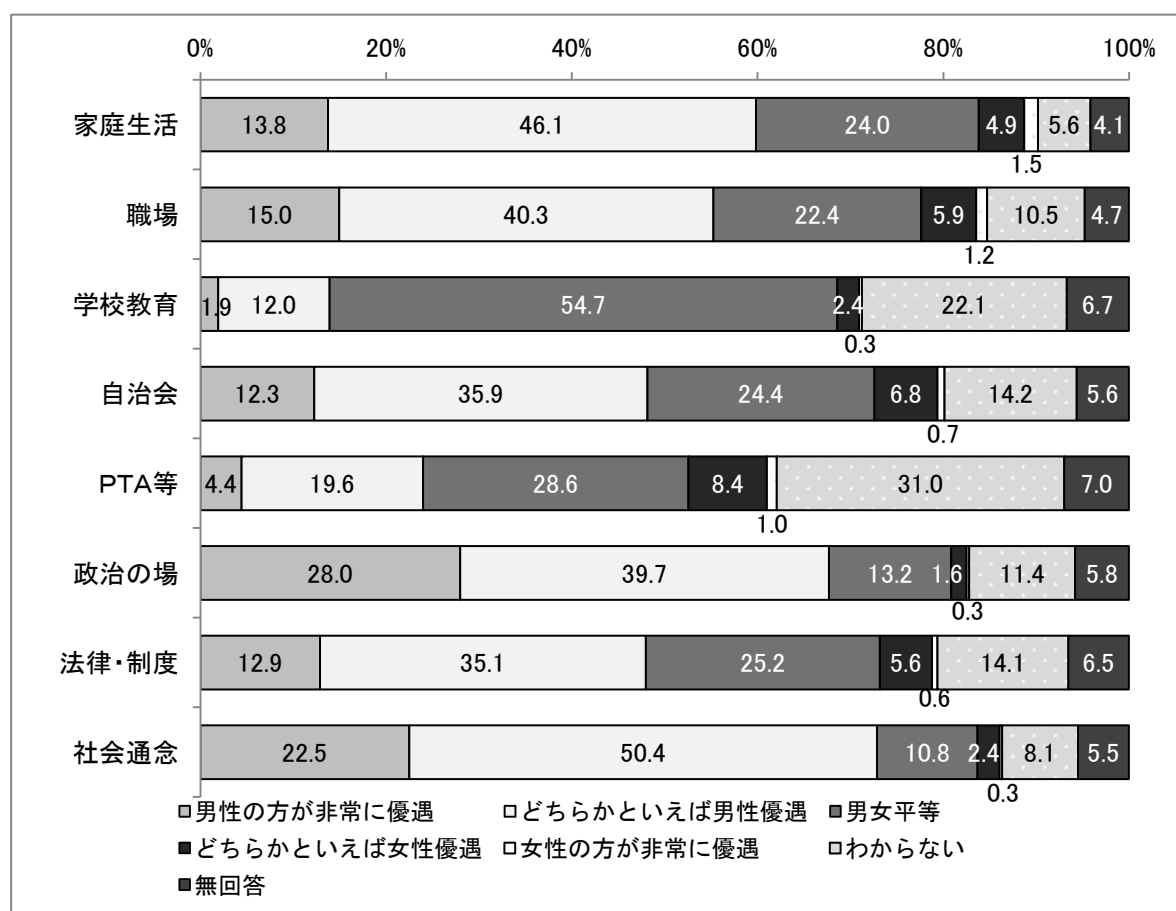
平成 27 年 12 月現在、高岡市の外国人登録者数は 2,645 人です。

(3) 市民等の意識調査結果

○男女の地位の平等感

男女は平等であるという意識は、学校教育の場やPTA活動等においては浸透しています。一方で社会通念・慣習や政治の場など、まだ平等感が低い傾向にある分野もあります。

男女の平等感の概況



資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成28年2月)」

「男性の方が女性より非常に優遇されている・どちらかといえば優遇されている」と感じている人の合計の割合

	社会通念 慣習	政治の場	家庭生活	職場	法律や制 度上	学校教育 の場	地域活動 の場
富山県	70.3%	66.9%	48.4%	49.5%	37.5%	11.7%	38.7%
国	70.3%	74.0%	43.2%	57.7%	38.2%	13.4%	33.4%

資料：富山県「平成27年度男女共同参画社会に関する意識調査」

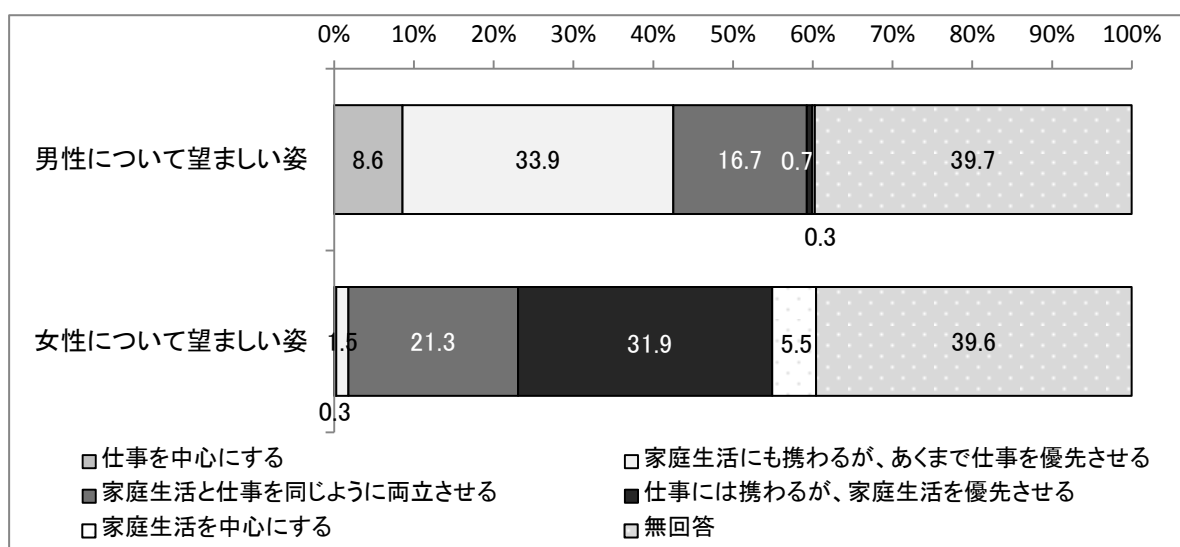
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成24年10月)」

○仕事と生活の望ましいあり方に関する意識

女性の望ましい仕事と家庭生活のあり方は、家庭生活を優先（「仕事には携わるが、家庭生活を優先させる」と「家庭生活を中心にする」の合計）とする回答が、男性の望ましいあり方には、仕事を優先する考えの回答（「仕事を中心にする」「家庭生活にも携わるが、あくまで仕事を優先させる」の合計）とする回答が、それぞれ約4割を占めています。

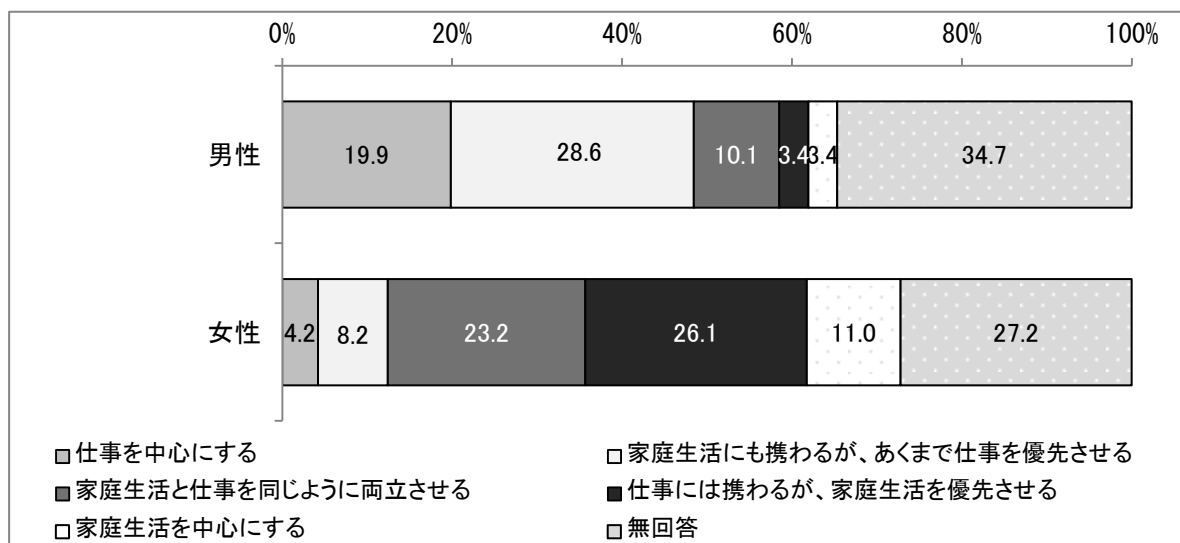
実際の仕事と家庭生活のあり方については、男女ともに仕事を優先していると回答する人の割合が理想とするあり方よりも高い結果となりました。

仕事と家庭生活の望ましいあり方



資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成28年2月)」

実際の「仕事と生活のあり方」



資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成28年2月)」

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成・反対等の人の割合

	性別	賛成・どちらかといえば賛成		反対・どちらかといえば反対	
富山県	女性	25.7%	23.4%	58.6%	61.9%
	男性		28.1%		55.1%
国	女性	51.6%	48.4%	45.1%	48.8%
	男性		55.1%		41.0%

資料：富山県「平成 27 年度男女共同参画社会に関する意識調査」

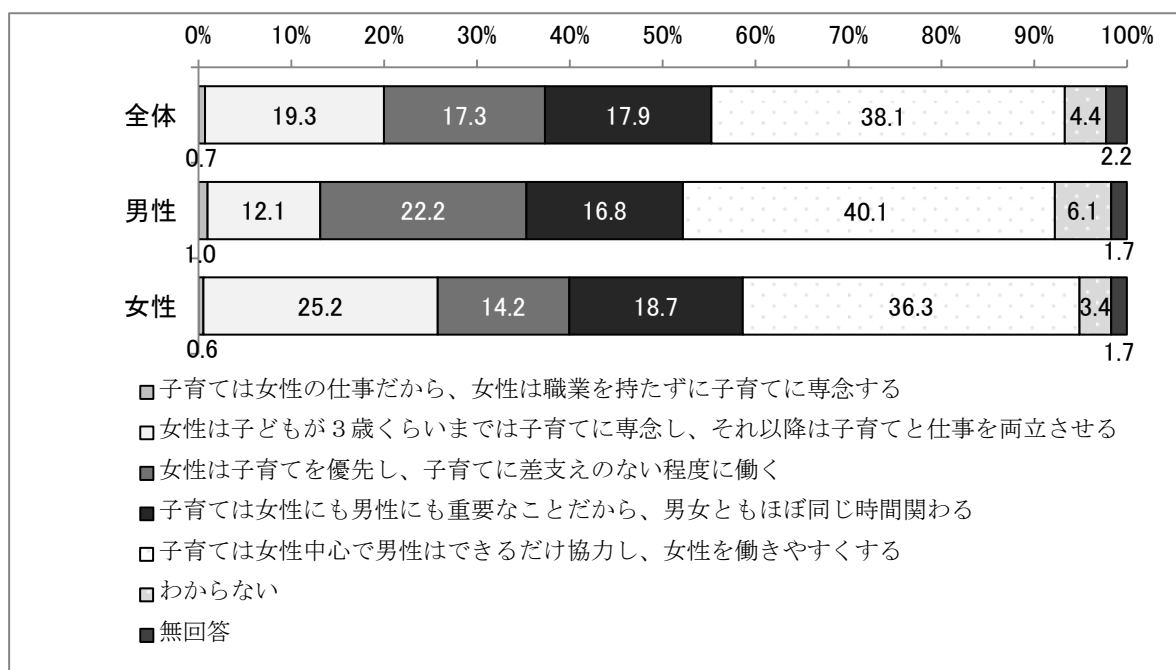
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成 24 年 10 月)」

○子育てと仕事の両立に対する意識

全体の回答では、子育ては「女性中心で男性はできるだけ協力する」「女性は子育てを優先する」「子どもが 3 歳までは女性は子育て、その後両立する」の順に高くなっています。

男女別では、男性は「女性は子育てを優先する」と回答した人の割合が多いのに対し、女性は「子どもが 3 歳までは女性が子育て、その後両立する」と回答した人の割合が高くなっています。

子育てと仕事のあり方

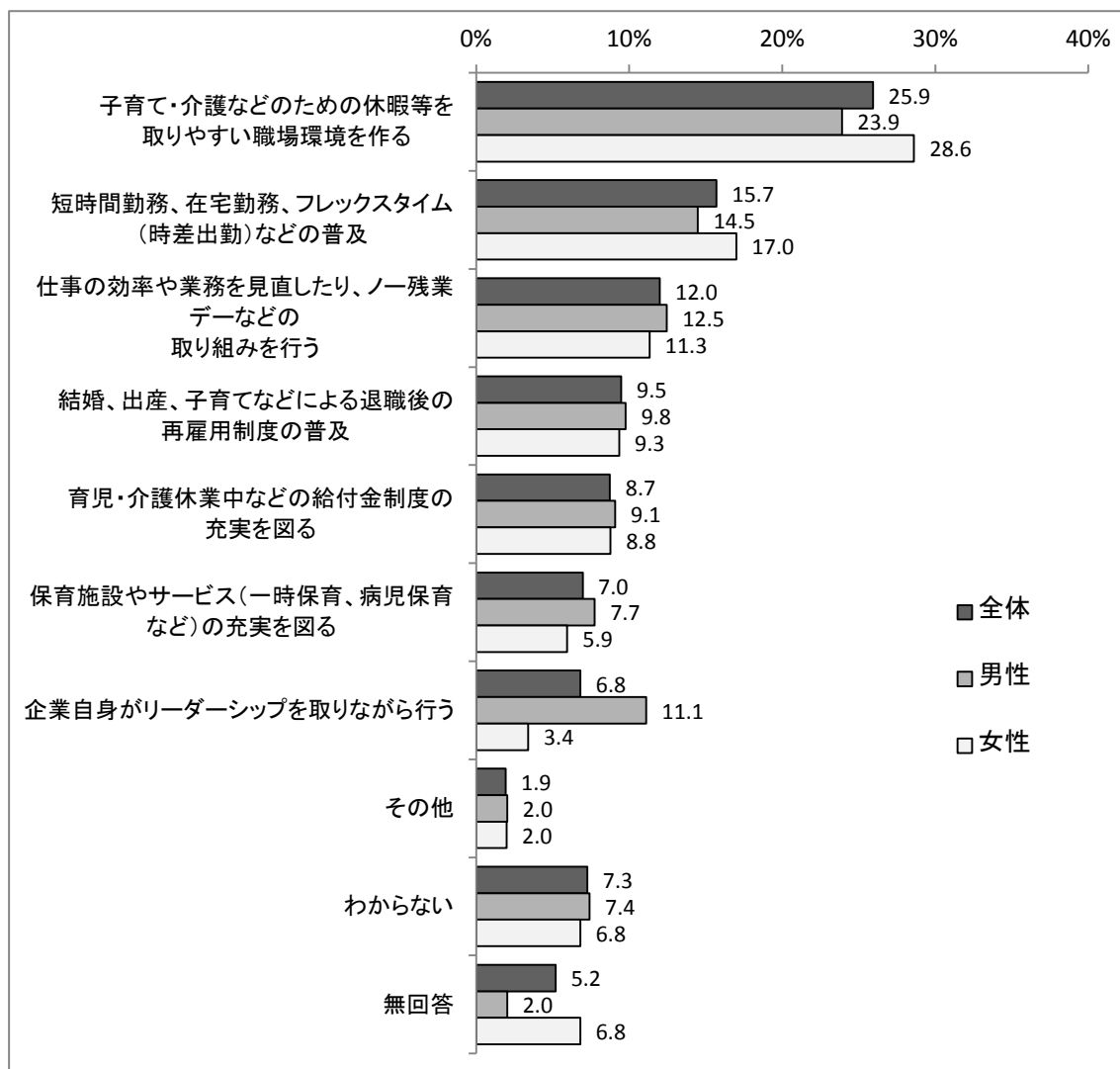


資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成 28 年 2 月)」

○仕事と生活の調和の実現に必要なこと

全体の回答では、「子育て・介護などのための休暇等を取りやすい職場環境を作る」が 25.9%、「短時間勤務、在宅勤務、フレックスタイムなどの普及」が 15.7%、「仕事の効率や業務を見直したり、ノー残業デーなどの取り組みを行う」が 12.0%の順となっており、職場環境や働き方の見直しが必要と考える回答が上位にきています。

仕事と生活の調和の実現に必要なこと



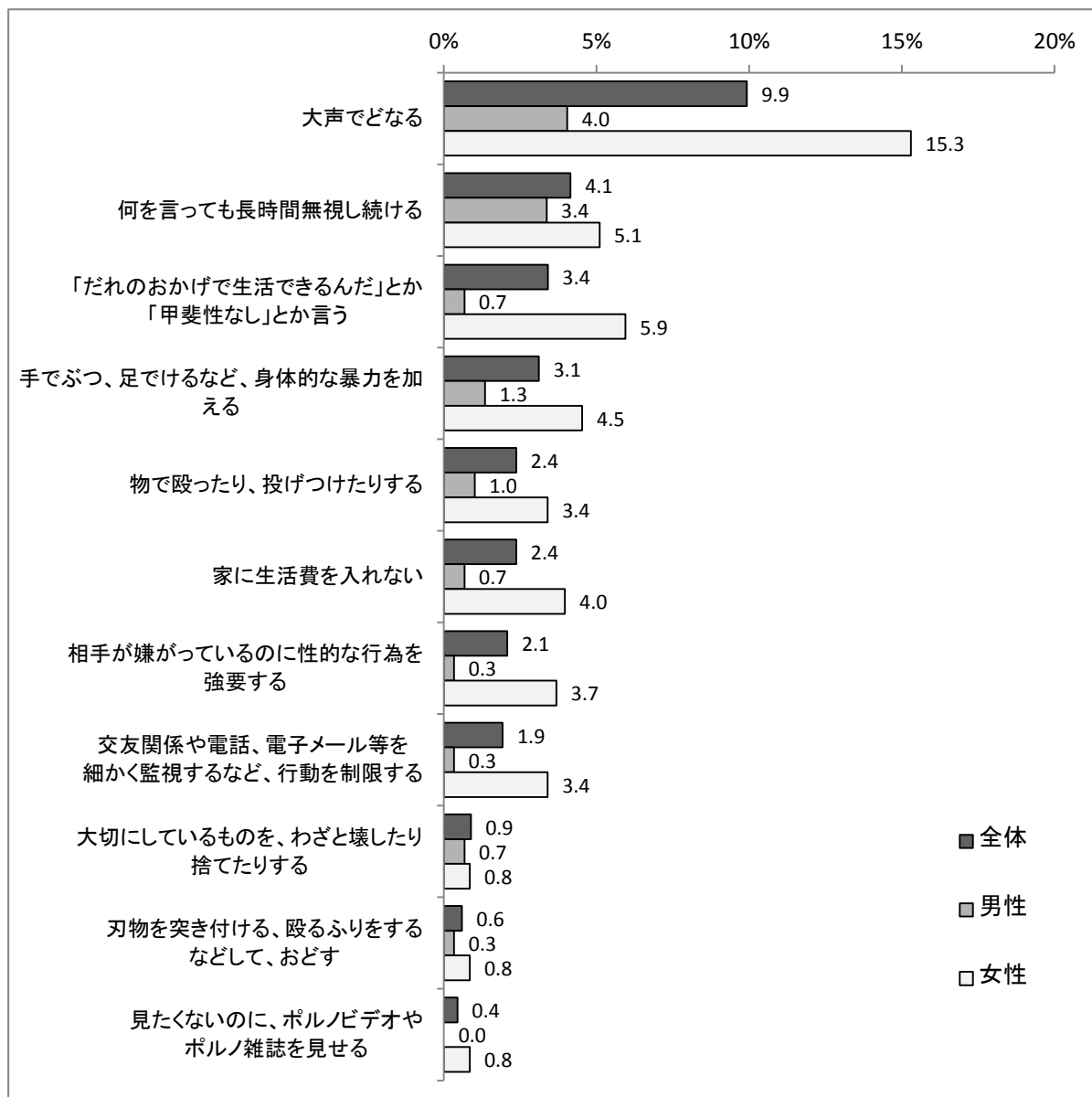
資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成 28 年 2 月)」

ODVに関する状況

本市における調査では、女性の 27.8%、男性の 13.5%がDVに相当する暴力を受けた経験が1回以上あると回答がありました。

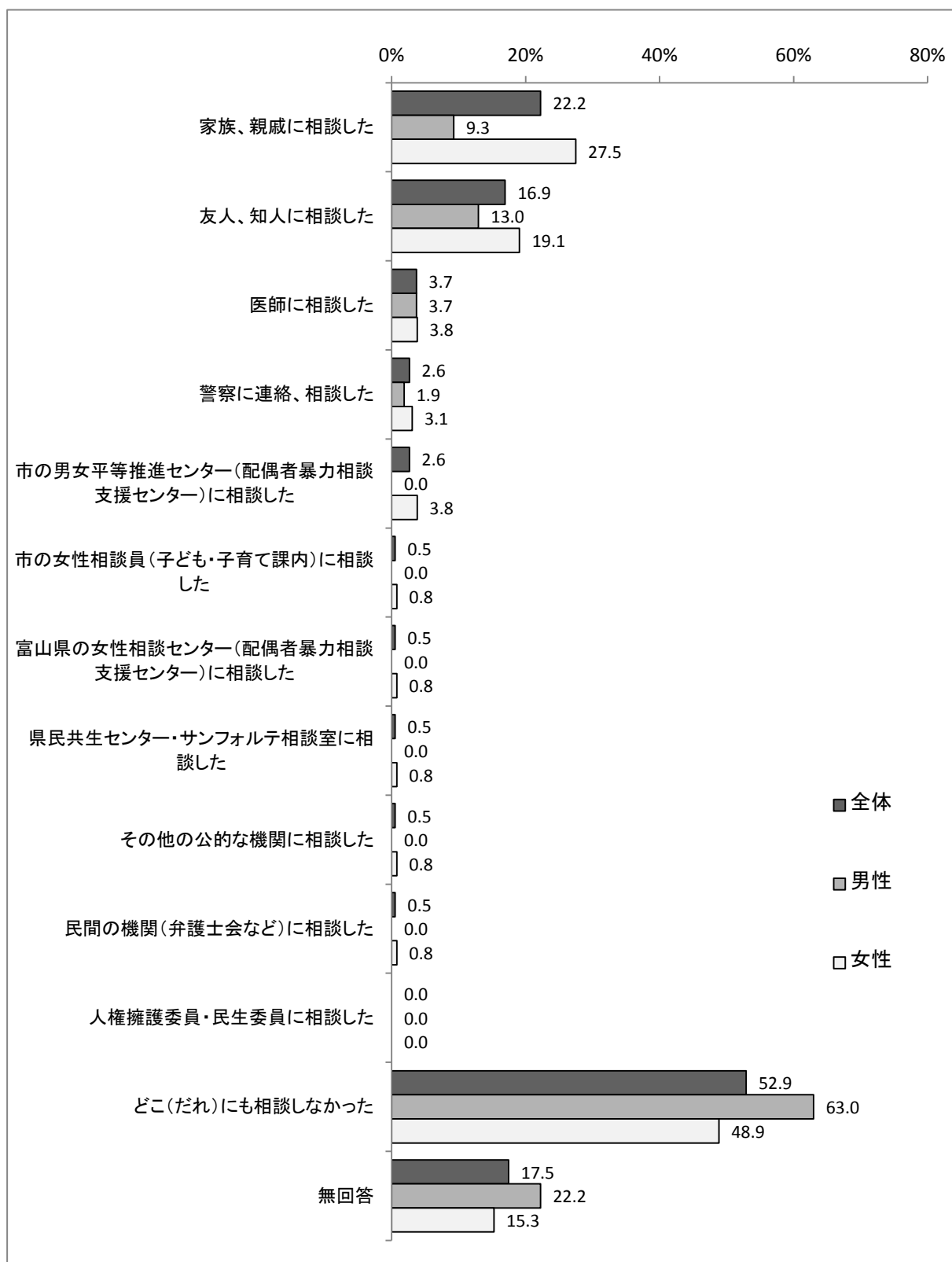
暴力を受けた際にどこ（だれ）にも相談しなかったと回答した人の割合は全体の 52.9%（女性 48.9%、男性 63.0%）でした。相談しなかった理由としては、「自分にも悪いところがあると思った」「自分さえよければ、なんとかこのままやっていけるといった」「相談しても無駄だと思った」の順となっています。

配偶者・パートナー等から何度もされた暴力行為（複数回答）



資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成 28 年 2 月)」

DVの相談相手・窓口



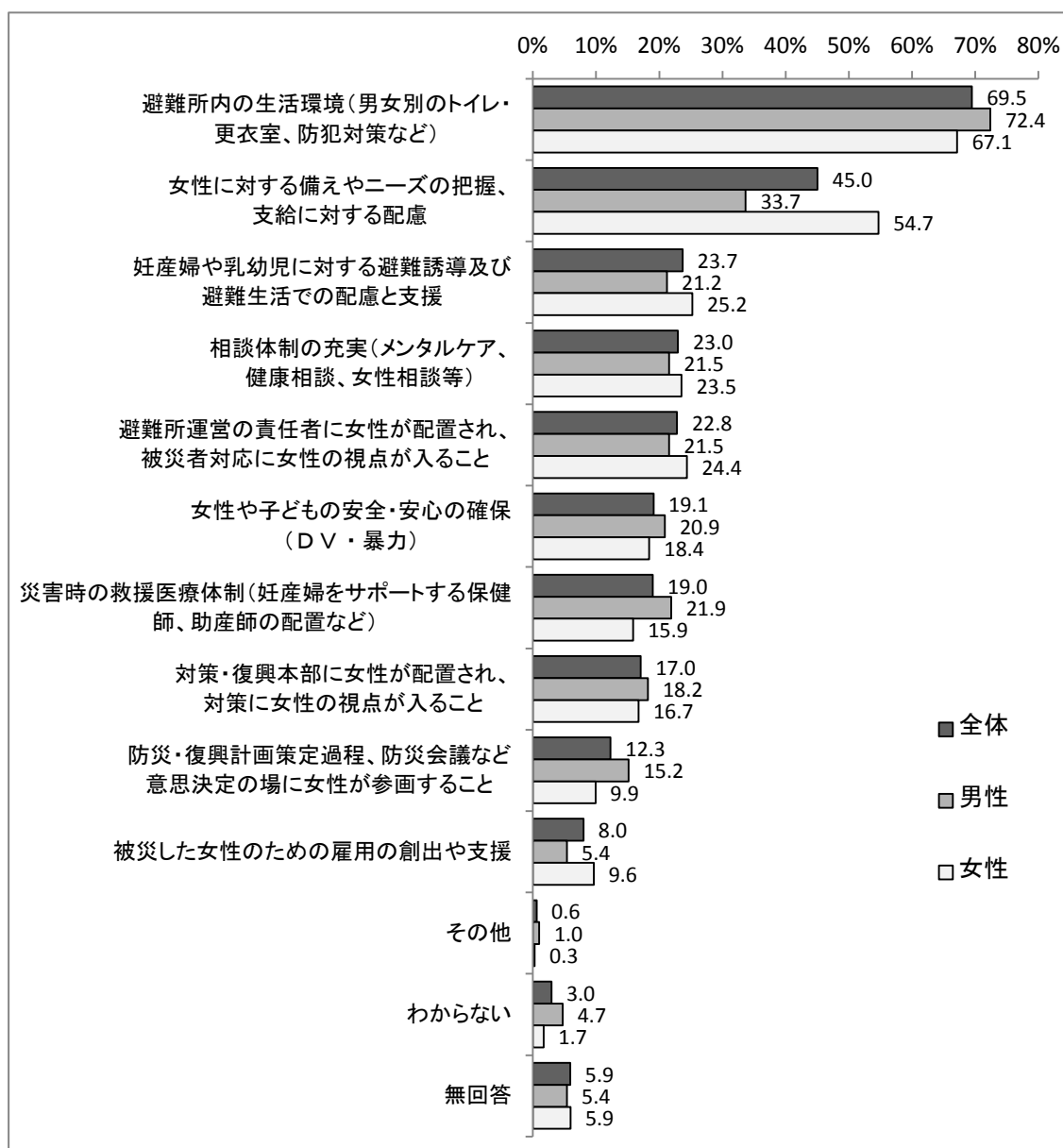
資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成28年2月)」

○防災・災害復興対策での性別に配慮が必要な取り組み

防災・災害復興対策における性別面の配慮が必要な事項として、全体では「避難所内の生活環境」が69.5%と最も高く、次いで「女性に対する備えやニーズの把握」が45.0%「妊産婦や乳幼児に対する避難誘導・配慮と支援」が23.7%といった順になっています。

実際に被災した際の避難所生活に関する回答の割合が高く、性別に関する配慮が求められています。

防災・災害復興対策で配慮すること（複数回答）



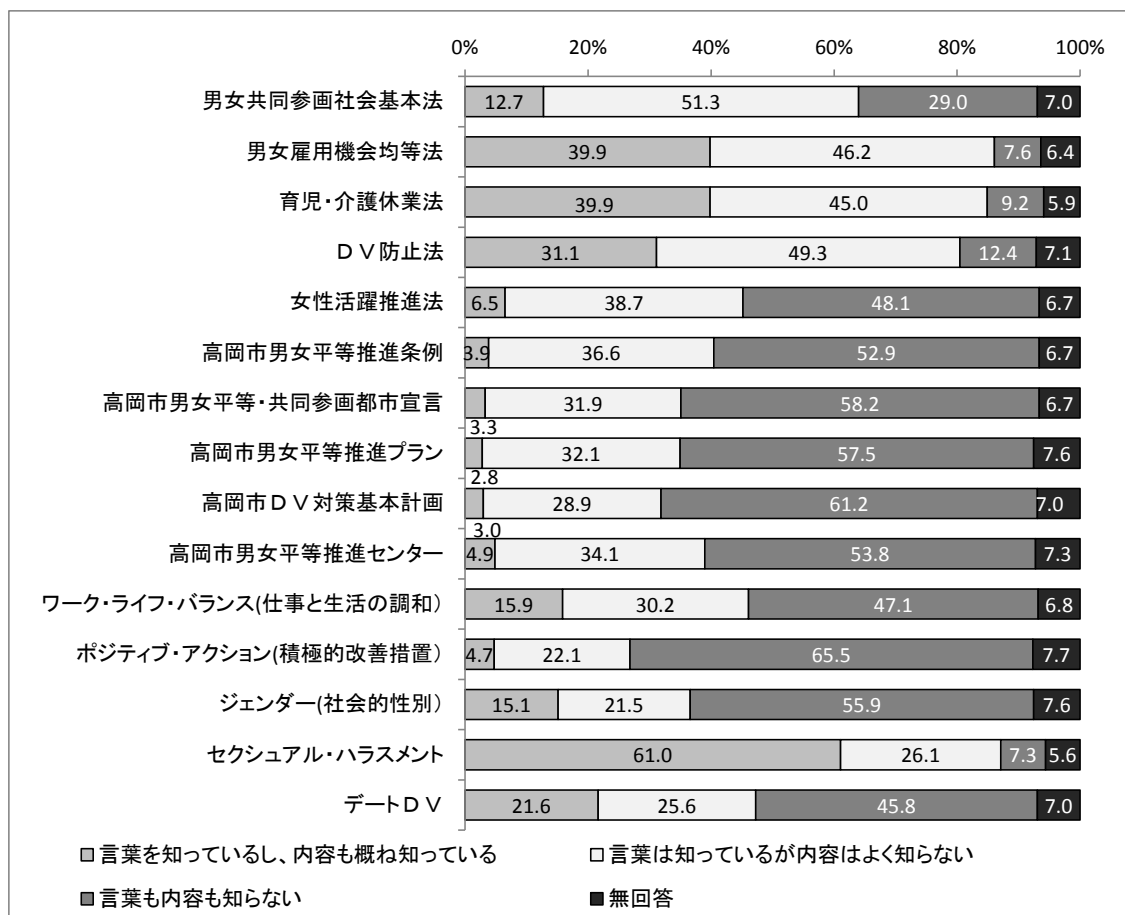
資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成28年2月)」

○男女平等・共同参画に対する考え

高岡市男女平等推進センターを知らないと回答した人の割合は 53.8%と約半数を占めており、「内容も知っている」「言葉だけは知っている」と回答した人の割合の合計 39.0%を上回りました。

もっともよく知られている言葉はセクシュアル・ハラスメントで、意味まで知っている人は 61.0%、言葉だけでも知っている人を含めると 87.1%の人が知っていると回答しました。

男女共同参画に関する言葉の認知度（複数回答）

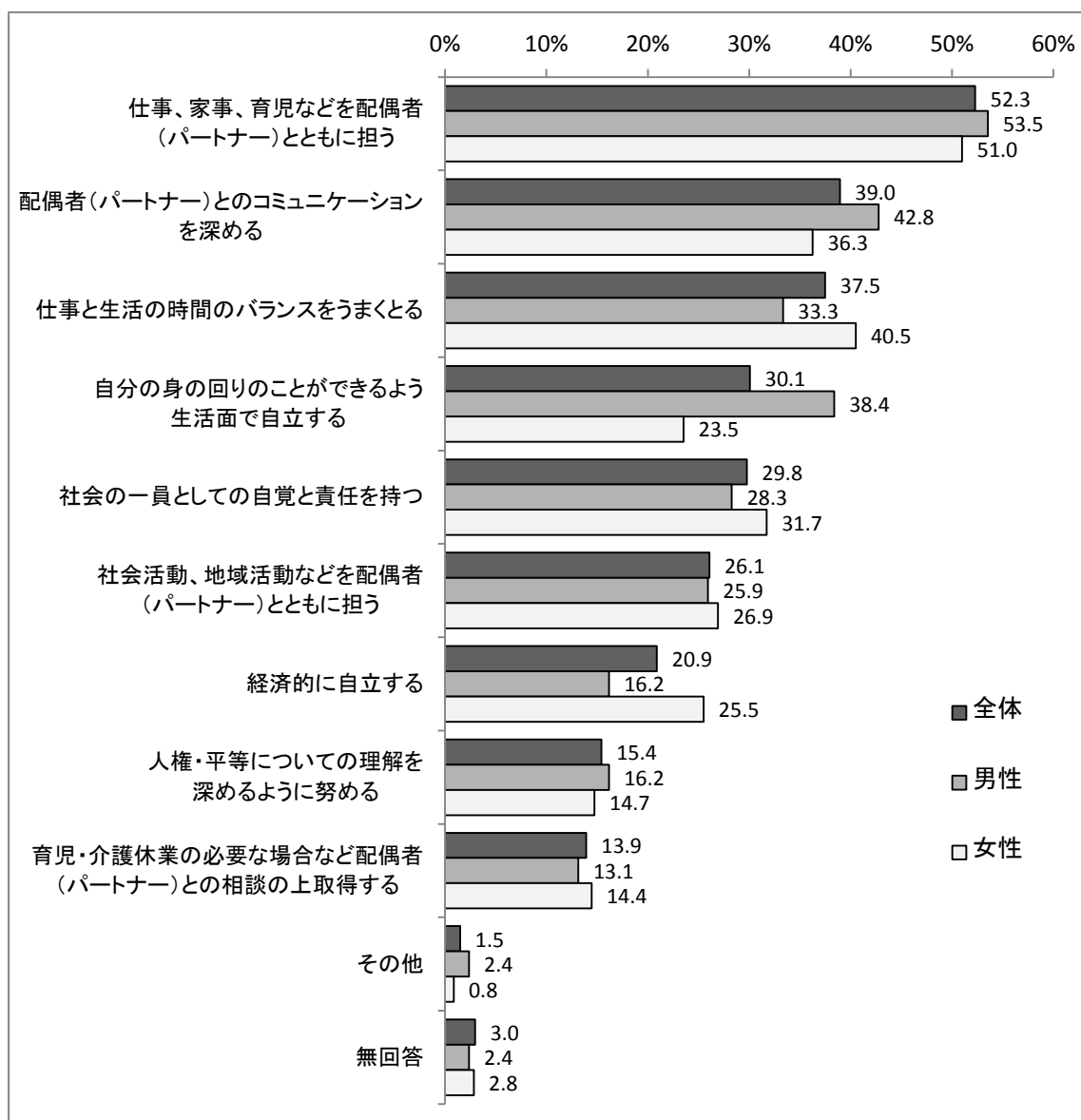


資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成 28 年 2 月)」

○男女共同参画を推進するために必要なこと（個人）

全体では「仕事、家事、育児などを配偶者（パートナー）とともに担う」が最も高く、次いで「配偶者（パートナー）とのコミュニケーションを深める」「仕事と生活の時間のバランスをうまくとる」、「自分の身の回りのことができるよう生活面で自立する」「社会の一員としての自覚と責任を持つ」の順となっています。

男女共同参画推進のために必要なこと（複数回答）

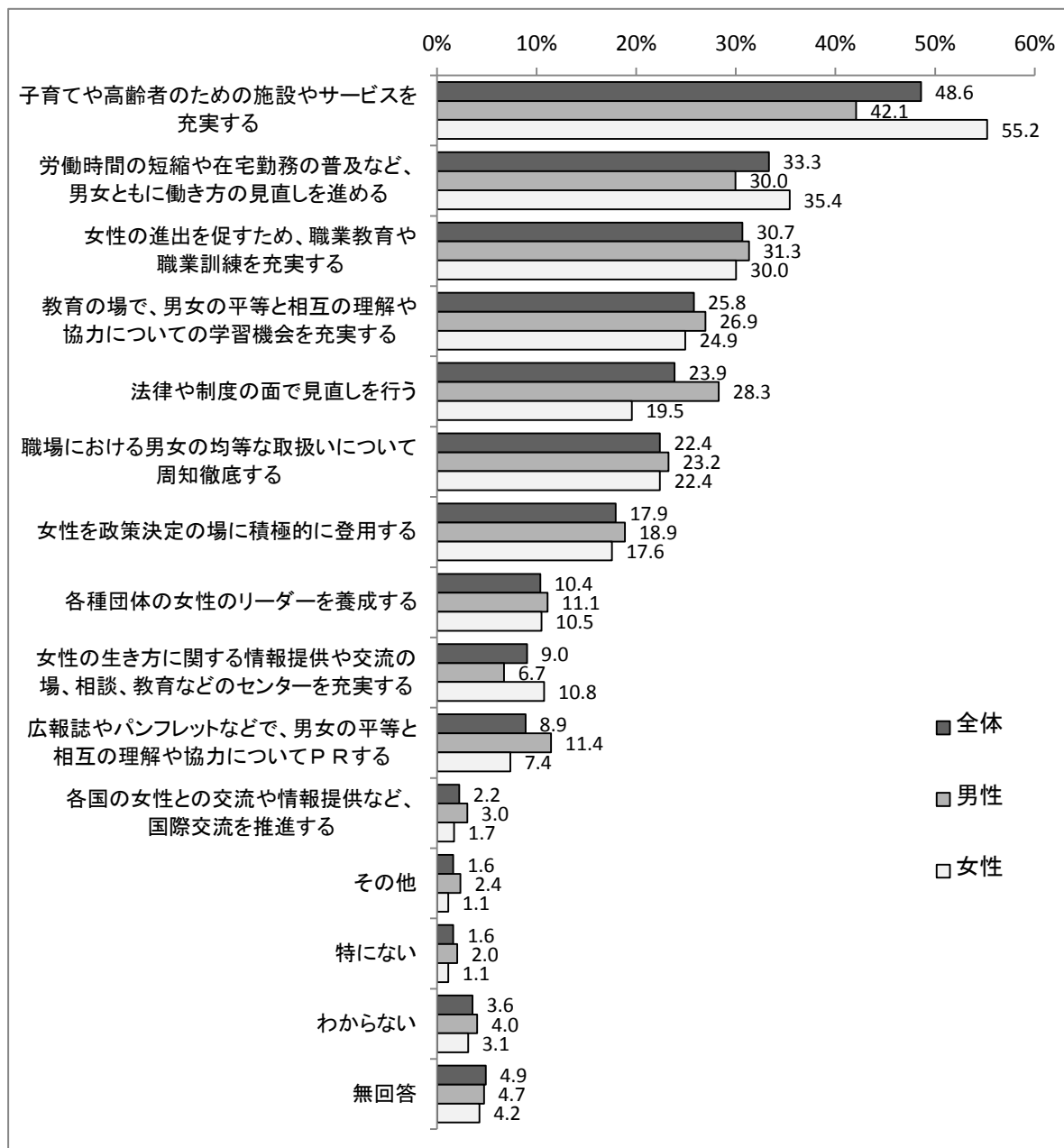


資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成 28 年 2 月)」

○男女共同参画を推進するために必要なこと（行政）

全体では「子育てや高齢者のための施設やサービスを充実する」が最も高く、次いで「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進める」「女性の進出を促すため、職業教育や職業訓練を充実する」の順となっています。

男女共同参画社会形成のために行政に求めること（複数回答）



資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成28年2月)」

(4) 前計画の成果と課題

本市では、平成 20 年に策定した男女平等推進プランに基づき、男女平等・共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的、計画的に進めてきました。

また平成 24 年策定の後期事業計画（Next アクション 100）では事業計画の見直しを図っており、参画、地域、両立、男性、DV、推進の 6 つの視点から 100 の事業を掲げ、一層の取り組みに努めてきました。この 100 の事業のうち 4 分の 1 に当たる 25 の事業を重点事業とし、達成を目指す数値目標として 30 の成果目標を設定しました。

30 の成果目標のうち、平成 28 年 4 月時点ですでに達成しているものは 9 項目、目標数値を達成していないものの基準数値を上回っているものは 11 項目です。また、達成できていない成果指標のうち、外国語版ホームページのアクセス数は、市の公式ホームページリニューアルによりカウント方法が変動したため、基準数値と関連しなくなっています。

基本目標Ⅰ 男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保

(1) 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

前プランでは、審議会・委員会の女性委員比率 30% を目標に庁内での啓発に取り組んできました。これまでの取り組みにより女性登用率は増加を続けましたが、最近はやや伸び悩みの状態にあります。これは、審議会等に各界各層の団体から委員が推薦される場合、その団体の代表者が男性である例が多いことなども要因として考えられます。

女性委員比率の一層の向上を図るには、適材適所の委員登用に留意しつつ、委員の選出方法を見直すなど、新たな工夫が必要です。

(2) 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消

これまで、性別による役割分担意識の払拭のため、講座・情報紙等による啓発をはじめとした取り組みを進めてきました。しかし、「男性は仕事を優先し、女性は家庭生活を優先すべき」という考え方は依然として根強く残っており、本市で実施した男女平等・共同参画に関する意識・実態調査での回答でもその傾向が見られました。

男女平等・共同参画社会の実現のため、あらゆる機会をとらえて意識啓発の取り組みを進めていく必要があります。

（３）地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

前プランの後期事業計画では、６つの視点の一つに「地域における男女平等・共同参画の推進」を掲げ、重点目標として市民活動団体の活動情報発信等、団体間交流支援に取り組んできました。

市民活動情報ポータルサイトへのアクセス数は、平成 27 年度時点で目標数値を達成しており、同サイトの登録団体数は目標値の 8 割を超えています。

今後も引き続き、団体の育成や活動支援に取り組んでいく必要があります。

基本目標Ⅱ 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらが両立できる環境の整備

（４）仕事と育児・介護等とを両立するための環境の整備

核家族化の進行や女性の社会進出、就労形態の複雑化などにより、様々な保育ニーズがあり、そういったニーズに対応できるよう病児保育事業、休日一時預かり、放課後児童育成クラブの受入態勢の拡充など、多様な保育サービスの整備・充実に取り組んできました。

高齢者、障がい者の介護・自立支援の取り組みでは、施設サービスや地域密着型サービスなどの整備・充実を図るとともに、介護予防事業や生きがい・社会参加支援などに努めてきています。

本市では平成 27 年に「高岡市子ども・子育て支援事業計画」「高岡市障がい者基本計画・第 4 期障害福祉計画」「高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画」を策定しており、これらの計画のもと、仕事と育児・介護等を両立できるよう保育サービスや介護・福祉サービスなどの支援策の充実を図る必要があります。

（５）家庭・地域活動における男女の相互協力の推進

本市では、平成 22 年の高岡市男女平等推進センターネットワーク会議において、家事や育児はもとより、介護や地域活動にも積極的な高岡の男性を「粋メン」と命名し、男女の共同意識の促進を図るため、男性の家事や育児への参画を促す講座やイベントを開催してきました。

今後も「粋メン」の養成と広がりを目指し、男性を対象とした講座等の開催を通じて、男女の相互協力を進めていくことが必要です。

（６）国際化社会における理解と交流

高岡市においても外国人登録者数は増加しており、グローバルな視点や異なる文化の理解とそれらを踏まえた協調が進められています。

国際理解を深め広い視野を持ち、外国籍市民が地域社会の一員としてともに安心して暮らせる地域づくりの取り組みが求められます。

また、海外への誘致活動の取り組みが進むにつれ、外国人観光客の来訪者の増加が見込まれます。そのため、外国人の来訪を意識した受け入れ環境の整備が今後重要になるものと考えられます。

基本目標Ⅲ 男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備

(7) 仕事の場における男女の共同参画の推進

関係機関との連携により男女の雇用機会の均等などに関するセミナーを開催するなど、雇用の場における男女平等・共同参画の推進に取り組んできました。また、市役所においても保育職・看護職における男性登用や土木・建築等技術職における女性登用が進んでいます。

今後も、仕事の場における男女平等の視点の促進を図る講座等の開催を行うとともに、市においても、性別にとらわれない職員の登用や、働きやすい職場環境の整備など、市内事業所のけん引役として率先した取り組みが求められます。

(8) 人権尊重の意識の醸成

これまで、市民等を対象とした人権啓発の講演会・講座等の開催、学校教育の場での人権教育の推進などにより、人権尊重意識の醸成に取り組んできました。

また、人権にかかる相談の場として、市民生活相談、弁護士による法律相談、人権擁護委員による相談などの実施のほか、男女平等推進センター相談室において女性弁護士による相談日を設けるなど、人権擁護体制を整備し、人権の尊重に努めています。

男女がお互いを思いやり、助け合いながら、個性と能力を発揮していく男女平等・共同参画社会の実現のため、今後も人権尊重を基盤とした男女平等教育を進めていく必要があります。

(9) あらゆる暴力的行為や虐待の根絶

平成 24 年に男女平等推進センター相談室に配偶者暴力相談支援センターの機能を設置しDV相談体制の充実に努めるなど、被害者の支援に取り組んできました。

全国的にDVの相談件数は増加していますが、高岡市男女平等推進センターへの相談件数は配偶者暴力相談支援センターの機能を備えた平成 24 年度をピークに落ち着きを見せ、減少傾向にあります。

DVは犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、DVを生み出さない社会の実現のため、DVの根絶に向けた施策を進めていく必要があります。

基本目標Ⅳ 男女の健康の確保

(10) 男女の生涯を通じた健康支援

男女平等・共同参画社会の実現には、男女がお互いの身体的特徴を十分に理解しあい尊重し、生涯にわたって心身の健康を保持・増進していくことが前提となります。

とりわけ女性には妊娠・出産といった特有の健康上の問題に直面することもあり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点からの取り組みも重要です。

基本目標Ⅴ 計画の総合的な推進

(11) プランの有機的な推進

本市における男女平等・共同参画施策の拠点となる男女平等推進センターの利用者数は、ここ数年1万1千人台で推移しています。意識調査によると高岡市男女平等推進センターを知っていると回答した人の割合は39.0%であり、男女平等・共同参画施策の推進とともに、その拠点施設である男女平等推進センターの周知・利用の促進を広く啓発していく必要があります。

前プラン推進の取り組みは、有識者や市内各界各層の団体の代表者、公募による委員から構成される「高岡市男女平等推進市民委員会」において毎年度の進捗状況を報告し、進行管理を行ってきました。また、市役所における体制としては、「高岡市男女平等推進庁内連絡会議」により各部署の連携を図り、男女平等・共同参画に関わる各事業の推進に努めてきました。

男女平等・共同参画の実現のためには、市が全庁的に男女平等・共同参画の視点を持って諸施策を推進すること、市だけでなく市民・事業者等の一層の連携による取り組みが重要であり、市内外の連携による計画の総合的な推進が必要です。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の基本理念

男女平等・共同参画の推進に当たり、高岡市男女平等推進条例第3条に掲げる次の6項目を基本理念とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 固定的な性別役割分担意識による慣行等の見直し

社会における制度又は慣行等が、固定的な性別役割分担意識を反映して、男女の社会における活動が制限されることのないよう見直し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、自らの意志と責任において多様な活動が選択できるよう配慮されなければならないこと。

(3) 政策・方針の立案及び決定への平等な参画機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、市及び事業者等における政策又は方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されるよう努めなければならないこと。

(4) 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらの両立

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活においては家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野における活動に平等に参画し、両立できること。

(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

女性の生涯にわたる健康を権利として保障する考え方を尊重し、男女が生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に良好な状態であるよう図られること。

(6) 国際的協調

男女平等・共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び高岡市の地域特性にかんがみ、地域の在住外国人と相互に理解と交流を深めつつ、その推進は国際的協調の下に行われること。

2 計画の基本目標

この計画では、「男女が一緒になって活躍できる社会」を目指し、次の4項目をプランの基本目標とします。

- I あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり
- II 仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり
- III 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり
- IV 計画の総合的な推進

3 計画の性格と役割

(1) 市の男女共同参画計画

このプランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく、高岡市における男女共同参画社会形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

(2) 市民行動計画

このプランは、高岡市男女平等推進条例第 8 条に基づく、男女平等社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画です。

(3) 市、市民及び事業者等の取組の指針

このプランは、男女平等・共同参画を推進する市、市民及び事業者等の主体的な取組や活動の指針となるものです。

(4) 市の行政運営の基本方針

このプランは、高岡市総合計画と、「未来高岡」総合戦略などの市の個別計画との整合性を図るものとします。

(5) 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画

このプランは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項に基づき、高岡市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として、基本目標Ⅱを位置づけます。

4 計画期間

このプランの計画期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。事業計画は平成 29 年度から平成 33 年度までを前期期間、平成 34 年度から平成 38 年度までを後期期間とし、プランの前期期間の進捗状況を踏まえ、後期事業計画を策定するものとします。

また、計画期間中に社会情勢等に大きな変動があった場合は、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

5 計画の体系 (基本目標・重点課題・施策の方向)

基本目標	重点課題	施策の方向
I あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり	1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進	(1) 市の施策・方針決定過程への共同参画の促進 (2) あらゆる分野での方針決定過程への共同参画の促進
	2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消	(1) あらゆる場における男女平等・共同参画の視点・気運の醸成や配慮 (2) 多様な選択を可能にする教育、学習等の充実
	3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進	(1) 市民の参画への支援 (2) 参画とまちづくりの総合的な連携の推進 (3) 地域防災における男女平等・共同参画の推進
	4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 (2) 子育て・介護支援の整備・充実
	5 働く場における女性の活躍支援	(1) 新規採用・起業・再就職の支援 (2) 女性の能力開発・育成の促進 (3) 雇用の場における男女平等の視点の促進
	6 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進	(1) 男性の家事・育児・介護等への参加促進
III 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり	7 あらゆる人に対する人権の尊重	(1) 人権尊重を進める教育・学習の推進 (2) 人権擁護体制の推進 (3) 困難な状況にある人に対する支援の整備・充実
	8 あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶	(1) 配偶者等からの暴力の防止 (2) 虐待や迷惑行為の防止
	9 国際化社会における理解と交流	(1) 外国籍市民との共生 (2) 国際的な女性問題等への理解と国際交流の推進
	10 男女の生涯を通じた健康支援	(1) 健康管理・保持増進のための支援 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援
	11 プランの総合的推進	(1) 男女平等・共同参画の理解・促進 (2) 推進体制の充実・強化

第3章 計画の内容（基本計画）

基本目標Ⅰ あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり

多様な意見や意思を反映するため、男女が性別による固定的な役割分担意識にしばられず、政策や方針等の決定の場に対等に参画し、十分に能力を発揮しながら活動し、ともに責任を担うしくみのあるまちを目指します。

これを実現していくために、平等を推進するしくみをつくり、いろいろな分野において男女の平等や共同参画を阻んでいる制度・慣行等の見直しを進めていくこととします。

さらに、男女平等・共同参画の視点や気運の醸成に努め、女性の職域拡大や政策、方針決定過程への参画を促進するとともに、依然として残る性別による固定的な役割分担意識の払拭を図っていきます。

重点課題1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

行政分野をはじめ、社会のあらゆる分野で男女が平等に参画し、多様な意見が反映されるよう取り組みを進めます。

＜施策の方向＞

- ・ 市の審議会、委員会や行政委員会等の女性委員の比率について、委員の選出方法や運営方法を見直し、目標の達成を図ります。
- ・ 企業等に対し、事業活動において女性の意見や意思を反映することの重要性・必要性並びに女性の登用促進について意識の啓発に努めます。
- ・ 自治会やPTAなど、地域活動の場において男女の平等な参画がより積極的、主体的に進むよう、啓発活動を通じて理解と周知を図ります。
- ・ ボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人及び事業者等の多様な主体が連携して共創の取り組みを行うため、情報の共有化とネットワークづくりに努めます。

重点課題２ 固定的な性別役割分担意識による慣行等の解消

男性は仕事、女性は家事・育児といった性別による固定的な役割分担意識を含む固定観念や偏見は、男女平等・共同参画を阻害する一因です。本市においても現行プランに基づく様々な取り組みを通じて啓発を行い、意識の払拭に努めてきました。

固定的役割分担意識を解消し、男女が互いを尊重し協力しあえる関係を築けるよう、引き続き啓発活動の推進が必要です。

＜施策の方向＞

- ・ 性別による固定的な役割分担意識等を払拭し、性別にとらわれない視点や考え方を持つよう、様々な機会をとらえて啓発を行い、あらゆる分野での共同参画を進めて行きます。
- ・ 福祉、保健、スポーツ、文化などの活動を地域で行うボランティアグループ、市民活動団体等について、その活動が男女それぞれの視点をもって行われるよう理解と周知を図ります。
- ・ ホームページや広報紙など様々な媒体を用いて情報発信を行います。また、情報発信を行う際は、男女の人権の尊重に十分配慮します。
- ・ 職への理解を深めるため、インターンシップや体験学習などの就業体験・職場訪問事業の普及を図るとともに、市においても大学生、高校生等の受け入れに努めます。
- ・ 幼児・小・中学校教育において、性別による固定観念や偏見によらない職業観を養い、主体的に多様な選択ができる能力を身につけることができるよう、指導に努めます。

重点課題3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

地域の福祉やまちづくりを進めていくうえで、性別や世代の偏りなく広く市民が主体的に活動に加わり、行政と連携を深めながら取り組んでいくことが求められます。特に、地域に新たな活力をもたらすものとして、女性の考え方や視点を取り入れていくことが大切です。

女性も男性も地域活動への参画が進むよう取り組むとともに、男女相互の協力や事業者、市等の連携により、共創の取り組みにより新たなまちの魅力や価値を創り上げていく必要があります。

＜施策の方向＞

- ・ 男女平等・共同参画の推進に取り組む団体を支援し、学習活動や女性リーダーの育成を促進します。
- ・ 共創のまちづくりを推進するため、市民活動団体等の自立・連携と組織化に関する相談や情報提供等を行い支援します。
- ・ 福祉、まちづくり、防災、災害復興、観光、環境保全など様々な分野での市民の自主的な取り組みを支援し、女性をはじめ新たな市民の参画を促進します。
- ・ 災害予防、被災時、被災後、復興等の防災分野の全ての面において、男女それぞれの視点を取り入れた防災対策の必要性について理解を促進する取り組みを進めます。
- ・ 避難所運営等において男女のニーズの違いに対応した配慮が行き届くよう女性の参画を推進します。

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり

これまで家事・育児・介護といった家事労働は、依然として多くの家庭では女性に負担が偏っており、働く場において活躍を望む女性の就業を阻む要因の一つとなっています。また、長時間労働を前提とした従来の働き方は、家庭や地域での活動から男性を遠ざけてきました。

従来の働き方を見直し、男女が互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等に参画し、仕事と生活の調和のとれた生活を送ることが必要です。

仕事と生活の調和の推進には、趣味やレジャー、自己啓発など個人の生活の充実も重要です。個人の生活の充実は生産性の向上や従業員の勤労意欲の増進につながり、企業にとっても経営に良い影響をもたらすものであることから、取り組みの重要性について広く周知を図ります。

重点課題4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の二者択一を迫られることなく働き続けることができる社会づくりに向け、ワーク・ライフ・バランスの実現が大きな課題となっています。

市民、地域、事業者が協力し合い、事業所の規模や業種に関わらず、全ての人々が仕事と生活の調和の取れた、いきいきと暮らすことができる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

＜施策の方向＞

- ・ 企業等に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進を働きかけ、積極的に取り組む事業所をワーク・ライフ・バランス推進事業所として認定、支援します。
- ・ 市においては、特定事業主行動計画に基づく各施策を推進し、市職員に対しワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。
- ・ 保育サービス、介護保険サービスの充実を図り、仕事と育児や介護等を両立できる環境を整備します。

重点課題5 働く場における女性の活躍支援

女性が生涯を通じて経済的に自立し、その能力と個性を十分に発揮できる職場環境を整えることは、暮らしやすい社会の実現につながります。

結婚、出産、育児など様々な理由で離職し再就職を希望する女性や、さらなるキャリアアップを目指す女性に対する支援に取り組みます。

＜施策の方向＞

- ・ 女性の能力開発や就職、再就職、起業等について各種講座やセミナー等の開催情報などを収集し、ニーズに応じた情報提供を行います。
- ・ 企業に対し、男女雇用機会均等法など関係法令の周知・徹底を図るとともに、男女平等・共同参画の推進に向けた意識啓発を図ります。

重点課題6 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進

男女共同参画社会の形成には、家族を構成する男女が協力しあい子育てや介護等にわたることが必要です。多くの家庭では男性は仕事に注力し、子育てをはじめとした家事等は女性が負担する場合が多く、男性が働き方を見直し、家庭・地域活動へ参加できる環境づくりを図ることが必要です。

＜施策の方向＞

- ・ 男性の家庭生活への参画を促すため、家事・育児・介護等に関する男性向け講座の開催や情報提供などの取組みを進めます。また、男性の育児休業等の取得を促す普及啓発活動に取り組みます。

基本目標Ⅲ 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり

男女平等・共同参画社会の形成には、個人がそれぞれ等しく尊重されること、性別等（性的指向、性自認を含む）にとらわれず多様な生き方を認め合うことが前提となります。

人権尊重を進める取り組みにより、家庭、職場、地域などあらゆる場において、あらゆる人が等しく個人として尊重され、いきいきと豊かで健康に生活できる社会を目指します。

重点課題7 あらゆる人に対する人権の尊重

男女平等・共同参画社会の実現には、男女が互いに思いやりを持ち、助け合い、互いに人権を尊重する意識を高めることが必要です。

幼少期からのあらゆるライフステージにおいて、多様な学習機会を提供し、人権尊重意識の醸成に努めます。

＜施策の方向＞

- ・ 学校教育の場において、児童、生徒の発達段階に応じた人権尊重を進める学習に
取り組み、意識の向上を図ります。
- ・ 社会教育等に携わる人に対し、様々な機会をとらえて人権尊重についての学習機
会を提供します。
- ・ 人権への配慮や、多様な性を認めあうことが大切であることから、性的少数者（セ
クシュアル・マイノリティ）に対する理解を深めるための啓発に取り組みます。
- ・ 人権に係る相談への対応と処理等について、人権擁護委員や関係機関等も含めた
行政による連携体制の充実を図ります。
- ・ ひとり親家庭、高齢者、障がい者など、様々な困難を抱える人への支援に組み
込みます。

重点課題 8 あらゆる暴力行為や虐待等の根絶

本市では平成 24 年に「高岡市DV対策基本計画」を策定し、DVに対する防止・被害者対応の強化に努めてきました。また、児童・高齢者の虐待に対しても「高岡市子ども・子育て支援事業計画」「高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画」のもと取り組みを進めています。DVをはじめとした暴力的行為や児童・高齢者への虐待行為は、犯罪にあたる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、今後も社会全体の問題としてDVや虐待の根絶に取り組む必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメントも男女平等・共同参画社会の形成を阻害する要因の一つであり、市においてもセクシュアル・ハラスメントの予防啓発等の取り組みを進めます。

＜施策の方向＞

- ・ 「高岡市DV対策基本計画」に基づき、DVの未然防止に努めるとともに、関係機関とも連携し、被害者に対する支援の充実を図ります。
- ・ 児童・高齢者の虐待については、関係機関との連携により早期発見、対応、防止策を進めます。
- ・ セクシュアル・ハラスメントは人権問題であり、男女平等・共同参画の実現を阻むものであるとの認識に立ち、防止に関する啓発や相談対応に努めます。

重点課題 9 国際化社会における理解と交流

言葉や文化、習慣が異なる様々な人が同じ地域の一員として、ともに安心して生活し、ともに住みよいまちづくりを考えていくことが必要です。

すべての市民がそれぞれの文化を尊重し、相互理解と相互協力を図ることにより、外国籍市民をはじめ誰もが快適で安心して暮らせる地域社会を構築する取り組みを進めます。

＜施策の方向＞

- ・ 国籍にかかわらず、誰もが安心して暮らせるよう、多文化共生を推進するとともに、情報提供や相談体制の充実に努めます。
- ・ 外国籍市民との相互理解を深める施策の一層の推進を図ります。

-
- ・ 国際的な女性問題等について、情報の収集・提供に努め、市民の理解を促進します。

重点課題 10 男女の生涯を通じた健康支援

心身の健康は、人間にとってあらゆる活動の根幹に関わる重要な要素であります。

男女が自分のからだについて正確な情報と知識を持ち、お互いの健康について理解しあい、相手に対する思いやりを持って、生涯にわたって心身の健康な状態を保つことができる社会を目指します。

＜施策の方向＞

- ・ 男女が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、関係機関等と連携を取りながら支援の充実に努めます。
- ・ 生涯にわたる健康づくりのため、日常的なスポーツ活動に親しめる機会の提供等の支援を図ります。
- ・ 妊娠・出産期の健康診査に対する助成、相談、指導等の母子保健サービスの充実に努めます。
- ・ 女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取り組みを進めます。
- ・ 男女がそれぞれの性差について理解を深め、互いを尊重するよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報収集、提供に努めます。

基本目標Ⅳ 計画の総合的な推進

基本目標Ⅰ～Ⅲに掲げる施策を推進するためには、市民や関係団体等との連携、庁内での組織的な体制の構築が必要です。

男女平等・共同参画施策の展開に当たり、庁内においては高岡市男女平等推進庁内連絡会議により関係部局との調整を図り、有識者や市民、各団体の代表で構成された高岡市男女平等推進市民委員会を通じて推し進めます。

重点課題 1 1 プランの総合的な推進

男女平等・共同参画の推進施策は、広く行政全般に関わるものであり、庁内各部局、市民、事業者などそれぞれが連携をとって進めていくことが必要です。

計画を広く周知し、男女共同参画の推進に市民意識の醸成を図るとともに、市民等の積極的な実践活動を促進します。

＜施策の方向＞

- ・ 本市における男女平等・共同参画推進の拠点施設である男女平等推進センターを中心として各種施策を総合的に推進するとともに、男女平等・共同参画を推進する市民の活動を支援します。
- ・ 本プランの進捗状況は、有識者や市民公募委員、各界各層の団体の代表者から構成される男女平等推進市民委員会で定期的に報告します。また、プランを着実に進行していくため、庁内で組織する男女平等推進庁内連絡会議を適宜開催するなどして関係部局間の連携を図ります。

第4章 計画の内容（事業計画）

基本目標Ⅰ あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり

重点課題1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

施策の方向	主要な事業	担当部署																	
(1) 市の施策・方針決定過程への共同参画の促進	【1】 積極的改善措置（ポジティブアクション）の実施及び女性の人材情報の収集・提供 「高岡市の委員会等の設置及び運営に関する基本方針」に基づき、女性委員の登用促進と女性委員のいない審議会等の解消に努めます。 <table><tr><th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値</th></tr><tr><td>■ 審議会等の女性委員比率</td><td>29.0% (H28.3)</td><td>33.0%</td></tr><tr><td>■ 女性委員がいない審議会等の数</td><td>2 委員会 (H28.3)</td><td>0 委員会</td></tr></table> <table><tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr><tr><td>□ 官公庁職員を除いた場合の審議会等の女性委員比率</td><td>31.9% (H28.3)</td></tr><tr><td>□ 行政委員会の女性委員比率</td><td>20.0% (H28.3)</td></tr><tr><td>□ 官公庁職員や選挙による選出者を除いた場合の行政委員会の女性委員比率</td><td>34.8% (H28.3)</td></tr></table>	成果指標	基準数値	目標数値	■ 審議会等の女性委員比率	29.0% (H28.3)	33.0%	■ 女性委員がいない審議会等の数	2 委員会 (H28.3)	0 委員会	参考指標	基準数値	□ 官公庁職員を除いた場合の審議会等の女性委員比率	31.9% (H28.3)	□ 行政委員会の女性委員比率	20.0% (H28.3)	□ 官公庁職員や選挙による選出者を除いた場合の行政委員会の女性委員比率	34.8% (H28.3)	男女平等・共同参画課
	成果指標	基準数値	目標数値																
■ 審議会等の女性委員比率	29.0% (H28.3)	33.0%																	
■ 女性委員がいない審議会等の数	2 委員会 (H28.3)	0 委員会																	
参考指標	基準数値																		
□ 官公庁職員を除いた場合の審議会等の女性委員比率	31.9% (H28.3)																		
□ 行政委員会の女性委員比率	20.0% (H28.3)																		
□ 官公庁職員や選挙による選出者を除いた場合の行政委員会の女性委員比率	34.8% (H28.3)																		
	【2】 国・県の委員への推薦の際の配慮 行政相談委員、人権擁護委員などを国や県に推薦する際には、女性の参画に配慮します。 <table><tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr><tr><td>□ 行政相談委員（総務省）の女性比率</td><td>40.0% (H28.3)</td></tr><tr><td>□ 人権擁護委員（法務省）の女性比率</td><td>46.2% (H28.3)</td></tr></table>	参考指標	基準数値	□ 行政相談委員（総務省）の女性比率	40.0% (H28.3)	□ 人権擁護委員（法務省）の女性比率	46.2% (H28.3)	共創まちづくり課											
参考指標	基準数値																		
□ 行政相談委員（総務省）の女性比率	40.0% (H28.3)																		
□ 人権擁護委員（法務省）の女性比率	46.2% (H28.3)																		

	【3】 市政への参画意識の啓発及び共同参画しやすい環境整備 まちづくり出前講座などを通じ、市民の市政への参画意識の醸成を図ります。 ア まちづくり出前講座の開催 イ 新成人のつどいにおける選挙・投票に関するパンフレットの配布 ウ 審議会・委員会における委員公募の実施 エ 審議会・委員会における資料等の公表 オ 市の計画策定時等における市民意見の募集	広報統計課 総務課 都市経営課						
	【4】 職員の能力等に応じた適正な職員採用・登用 職員採用・登用時には、職員個々の能力、意欲、適性等に十分に配慮し、男女平等な登用を進めます。 <table><tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr><tr><td>☐ 係長以上の職員の女性比率</td><td>47.2% (H28.4)</td></tr><tr><td>☐ 管理職（課長級）以上の職員の女性比率</td><td>38.1% (H28.4)</td></tr></table>	参考指標	基準数値	☐ 係長以上の職員の女性比率	47.2% (H28.4)	☐ 管理職（課長級）以上の職員の女性比率	38.1% (H28.4)	人事課
参考指標	基準数値							
☐ 係長以上の職員の女性比率	47.2% (H28.4)							
☐ 管理職（課長級）以上の職員の女性比率	38.1% (H28.4)							
	【5】 適正な管理監督教職員登用についての働きかけ 市立小・中・特別支援学校の管理監督教職員（校長・教頭）については、性別にかかわらず、学校の管理運営について見識と指導力、統率力を有する人の登用を図るよう富山県教育委員会へ働きかけます。 <table><tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr><tr><td>☐ 小・中・特別支援学校の女性校長比率</td><td>15.4% (H28.4)</td></tr><tr><td>☐ 小・中・特別支援学校の女性教頭比率</td><td>32.6% (H28.4)</td></tr></table>	参考指標	基準数値	☐ 小・中・特別支援学校の女性校長比率	15.4% (H28.4)	☐ 小・中・特別支援学校の女性教頭比率	32.6% (H28.4)	学校教育課
参考指標	基準数値							
☐ 小・中・特別支援学校の女性校長比率	15.4% (H28.4)							
☐ 小・中・特別支援学校の女性教頭比率	32.6% (H28.4)							
(2) あらゆる分野での方針決定過程への共同参画の促進	【6】 事業者への女性登用促進に関する意識啓発 企業等において、性別にかかわらず、能力や適性を重視した登用が行われるよう、セミナーの開催や情報提供の充実を図り、啓発に努めます。 ア 関係機関との連携による女性登用促進セミナーの開催 イ 男女平等推進センターにおける企画講座・展示の実施	男女平等・共同参画課						

	【7】 地域活動組織等への女性登用促進に関する意識啓発 自治会やPTAなど、地域活動組織と連携・協力し、男女平等・共同参画をテーマとした出前講座を開催し、女性の参画や女性リーダーの必要性について、理解と周知を図ります。 <table><tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr><tr><td>☐ 連合自治会長の女性比率</td><td>0.0% (H28.4)</td></tr><tr><td>☐ 自治会長の女性比率</td><td>1.0% (H28.4)</td></tr><tr><td>☐ 市立小・中・特別支援学校のPTA会長の女性比率</td><td>0.0% (H28.4)</td></tr><tr><td>☐ 市立公民館長の女性比率</td><td>2.7% (H28.4)</td></tr></table>	参考指標	基準数値	☐ 連合自治会長の女性比率	0.0% (H28.4)	☐ 自治会長の女性比率	1.0% (H28.4)	☐ 市立小・中・特別支援学校のPTA会長の女性比率	0.0% (H28.4)	☐ 市立公民館長の女性比率	2.7% (H28.4)	男女平等・共同参画課 共創まちづくり課 生涯学習課
参考指標	基準数値											
☐ 連合自治会長の女性比率	0.0% (H28.4)											
☐ 自治会長の女性比率	1.0% (H28.4)											
☐ 市立小・中・特別支援学校のPTA会長の女性比率	0.0% (H28.4)											
☐ 市立公民館長の女性比率	2.7% (H28.4)											

重点課題2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) あらゆる場における男女平等・共同参画の視点・気運の醸成や配慮	【8】 団体活動における共同参画の理解促進 福祉活動員、高齢福祉推進員、健康づくり推進員、ヘルスボランティア、スポーツ推進員、富山県男女共同参画推進員などの団体活動が、男女共同参画の視点を持って取り組まれるよう、理解と周知を図ります。	社会福祉課 高齢介護課 健康増進課 体育保健課 男女平等・共同参画課
	【9】 各種講座・出前講座・情報誌による啓発 男女共同参画の視点によって固定的な役割分担意識を見直していくため、男女平等推進センターにおける各種講座や情報誌などを活用し、啓発に努めます。 ア 男女共同参画週間企画講座の実施 イ 男女平等推進センター企画講座の実施 ウ 地域における出前講座の実施 エ 男女平等推進プラン情報誌「ありーて」の発行	男女平等・共同参画課

	【10】 男女平等・共同参画の視点での事業検討・実施及び適切な表現による情報発信 市において事業を実施する際、男女平等・共同参画を妨げる状況がないか、常に検討・配慮を行います。また、市の広報紙をはじめとした配布物及びインターネットからの情報発信について、人権の軽視や固定的な性別役割分担意識につながる表現がないよう留意します。	男女平等・共同参画課 広報統計課 情報政策課
	【11】 研修機会等を通じての男女の共同参画の理解促進 市職員や、保育士など子どもの育成支援に携わる者への研修を通して、男女の共同参画の理解促進に努めます。 ア 市職員研修 イ 保育士等研修 ・ 保育士研修 ・ 学童保育指導員研修 ・ 放課後子ども総合プラン指導者等研修	人事課 子ども・子育て課 生涯学習課
(2) 多様な選択 を可能にする 教育、学習 等の充実	【12】 児童の一人ひとりの個性に応じた指導の実施 幼稚園・学校教育の場において、児童一人ひとりの個性を活かし、多様な選択ができるよう学習や進路の指導を行います。	学校教育課 子ども・子育て課
	【13】 男女平等・共同参画意識の向上を図る研修会等への参加配慮 幼稚園・小・中・特別支援学校の教諭の男女平等・共同参画意識の向上を図る研修や学習会への参加に配慮します。	学校教育課 子ども・子育て課
	【14】 インターンシップ・体験学習等の実施 インターンシップの推進に取り組み、職場訪問や就業体験の事業所として、児童・生徒・学生を受け入れます。また、小・中・特別支援学校で「ものづくり・デザイン科」の授業を実施し、市の優れた伝統工芸や産業について体験学習を実施します。	人事課 学校教育課 健康増進課 市民病院 上下水道局 消防本部

重点課題 3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) 市民の参画 への支援	【15】 団体活動育成・支援 男女平等・共同参画推進のため、グループや市民が自主的に企画・実施する事業に対して支援するとともに、芸術・文化・スポーツ及び伝統産業の振興や育成に携わる団体等が実施する事業に対し支援します。また、地域で活躍する女性リーダー育成の研修を行います。 ア E ネット主催「E フェスタ」開催支援 イ 市民企画講座に対する支援 ウ 市民の学習に対する支援（学習支援事業） エ 市民団体等が独自に企画する講座への講師協力（男女平等推進センター所長講演等） オ 芸術・文化団体への助成 カ 女性リーダーの育成支援 キ 体育団体への育成助成 ク 伝統産業等振興団体への助成	男女平等・共同参画課 生涯学習課 体育保健課 産業企画課
	【16】 市民活動相談・情報提供及び講座等の促進 市民活動やNPO設立に関する相談や情報提供及び活動団体等の自立・連携や共創意識の啓発を図る講座・フォーラム等を開催します。 ア 市民活動に関する相談及び情報提供 イ NPO法人設立に関する情報提供等の支援	共創まちづくり課
(2) 参画とまち づくりの総 合的な連携 の推進	【17】 市民等との共創事業の実施 市民・団体・企業等の多様な主体が連携し、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げていくため、市民がより主体的にまちづくりを進めることができるよう、共創の取り組みを行います。	共創まちづくり課
	【18】 市民活動団体の活動情報発信等 市民活動団体の活動情報等をポータルサイトなどから発信することで、市民活動の活性化を支援します。	共創まちづくり課

	【19】 市長との対話活動や市政モニター事業、まちづくり出前講座の実施、市民からの手紙やメールへの対応 市民の意見や要望を、市政やまちづくりに反映していくため、市長の対話活動や市政モニター事業、まちづくり出前講座を実施するとともに、市民からの手紙やメール等を通じて、市民の意見を聞き市政に反映します。 ア 市長の対話活動の実施 ・ 地区別トーク ・ テーマ・分野別トーク（ふれあいトーク） イ 市政モニター事業の実施 ウ まちづくり出前講座 エ 市民からの手紙、メールへの対応	広報統計課
(3) 地域防災における男女平等・共同参画の推進	【20】 地域における女性防災リーダーの育成促進 自主防災組織等における女性の参画を促進し、女性リーダーの育成を図ります。	危機管理室 男女平等・共同参画課
	【21】 男女平等・共同参画の視点からの防災施策の推進 防災分野における男女平等・共同参画の視点の必要性について理解を促し、周知啓発を図ります。 被災時の避難所運営の際は、男女別のニーズを把握し、男女双方の視点等に配慮した男女の参画体制での管理運営を図ります。	危機管理室 男女平等・共同参画課

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり

重点課題４ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策の方向	主要な事業	担当部署								
(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	【22】 仕事と生活の調和に関する意識啓発 セミナーの開催や情報提供に努め、企業や個人事業所等における仕事と生活の調和についての意識啓発を図ります。	男女平等・共同参画課 商業雇用課								
	【23】 中小事業者への一般事業主行動計画策定の呼びかけ 女性活躍推進法で努力義務とされている、従業員 300 人以下の企業の一般事業主行動計画について、周知啓発に努め、計画の策定を促します。	男女平等・共同参画課 商業雇用課								
	【24】 ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定 ワーク・ライフ・バランスの取り組みを進める企業を「ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定します。 入札制度におけるワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定に関する評価項目を設け、事業者がワーク・ライフ・バランスの推進に一層積極的に取り組むよう働きかけます。 <table><tr><td>成果指標</td><td>基準数値</td><td>目標数値</td></tr><tr><td>■ ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数</td><td>23 事業所 (H28. 3)</td><td>30 事業所</td></tr></table>	成果指標	基準数値	目標数値	■ ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数	23 事業所 (H28. 3)	30 事業所	男女平等・共同参画課 管財契約課		
	成果指標	基準数値	目標数値							
■ ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数	23 事業所 (H28. 3)	30 事業所								
【25】 市における職場での女性活躍の推進 高岡市職員女性活躍推進プログラムに基づき、女性職員の活躍を推進するための取り組みを行います。 ア 超過勤務時間の縮減 イ 年次休暇の取得促進 ウ 男性の子育て目的の休暇等の取得促進 <table><tr><td>成果指標</td><td>基準数値</td><td>目標数値</td></tr><tr><td>■ 市男性職員の育児休業等取得率</td><td>8% (H28. 3)</td><td>20%以上</td></tr><tr><td>■ 市の職員 1 人当たりの年次有給休暇取得日数</td><td>7.4 日 (H28. 3)</td><td>10 日以上</td></tr></table>	成果指標	基準数値	目標数値	■ 市男性職員の育児休業等取得率	8% (H28. 3)	20%以上	■ 市の職員 1 人当たりの年次有給休暇取得日数	7.4 日 (H28. 3)	10 日以上	人事課
成果指標	基準数値	目標数値								
■ 市男性職員の育児休業等取得率	8% (H28. 3)	20%以上								
■ 市の職員 1 人当たりの年次有給休暇取得日数	7.4 日 (H28. 3)	10 日以上								

	<table><tr><td>参考指標</td><td>基準数値</td></tr><tr><td>□ 年間超過勤務時間が 360 時間以上の市職員数</td><td>79 人 (H28. 3)</td></tr></table>	参考指標	基準数値	□ 年間超過勤務時間が 360 時間以上の市職員数	79 人 (H28. 3)						
参考指標	基準数値										
□ 年間超過勤務時間が 360 時間以上の市職員数	79 人 (H28. 3)										
(2) 子育て・介護 支 援 の 整 備 ・ 充 実	【26】 教育・保育の一体的提供の推進とサービスの充実 保育園等における保育サービスの充実を図ります。 ア 認定こども園への移行推進 就学前の教育・保育を一体的に考え、保護者の就労状況に関わらず教育・保育を一体的に提供する認定こども園への移行を推進します。 イ 多様な保育サービスの充実 保護者が必要とする保育ニーズに応えることができるよう、多様な保育サービスを更に充実させます。 ・ 病児保育事業 ・ 休日一時預かり事業 ・ ショートステイ、トワイライト事業 ウ 放課後児童クラブの充実 対象児童が小学 6 年生まで拡大されたことで、利用者の増加が見込まれることから、小学校の余裕教室等を活用し、放課後児童クラブ室の整備を計画的に進めていきます。(整備期間：27 年度～31 年度) ・ 3 か所／年 <table><tr><td>成果指標</td><td>基準数値</td><td>目標数値</td></tr><tr><td>■ 病児・病後児対応型実施施設数</td><td>3 施設 (H28. 3)</td><td>4 施設</td></tr><tr><td>■ 子育て支援センターの利用者数</td><td>22, 461 人 (H25 年度)</td><td>29, 000 組</td></tr></table>	成果指標	基準数値	目標数値	■ 病児・病後児対応型実施施設数	3 施設 (H28. 3)	4 施設	■ 子育て支援センターの利用者数	22, 461 人 (H25 年度)	29, 000 組	子ども・子育て課
成果指標	基準数値	目標数値									
■ 病児・病後児対応型実施施設数	3 施設 (H28. 3)	4 施設									
■ 子育て支援センターの利用者数	22, 461 人 (H25 年度)	29, 000 組									
	【27】 地域住民の参加・協力による児童の健全育成活動の実施 地域住民の参加・協力により、ファミリーサポートセンターを運営するとともに放課後児童育成クラブ、土曜活動などにより児童の健全育成活動の充実を図ります。 ア ファミリー・サポート・センターの運営 イ 放課後児童育成クラブの実施 ウ 放課後子ども教室、土曜学習の開設・運営	子ども・子育て課 生涯学習課									

	<table><tr><th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値</th></tr><tr><td>■ 平日の 19 時までの開所が可能な放課後児童育成クラブの数</td><td>2 クラブ (H28. 3)</td><td>10 クラブ</td></tr><tr><td>■ 土曜学習の実施校区数</td><td>8 校区 (H28. 3)</td><td>18 校区</td></tr></table>	成果指標	基準数値	目標数値	■ 平日の 19 時までの開所が可能な放課後児童育成クラブの数	2 クラブ (H28. 3)	10 クラブ	■ 土曜学習の実施校区数	8 校区 (H28. 3)	18 校区				
成果指標	基準数値	目標数値												
■ 平日の 19 時までの開所が可能な放課後児童育成クラブの数	2 クラブ (H28. 3)	10 クラブ												
■ 土曜学習の実施校区数	8 校区 (H28. 3)	18 校区												
	【28】 育児不安及び児童・青少年問題への相談対応 乳幼児の保護者（家族）の様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供等を行うため、生後 3 か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問します。 ア 生後 3 か月までの乳児の家庭訪問の実施 イ 育児相談の実施 ウ 家庭児童相談の実施 エ 青少年の悩み事相談の実施 オ カウンセリング指導員（教員）の配置 カ スクールカウンセラー（臨床心理士等）の配置 キ 子どもと親の相談員の配置 ク 心の教室相談員の配置 <table><tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr><tr><td>□ カウンセリング指導員配置校</td><td>5 校 (H28. 3)</td></tr><tr><td>□ スクールカウンセラー配置校</td><td>22 校 (H28. 3)</td></tr><tr><td>□ スクールソーシャルワーカー配置校</td><td>4 校 (H28. 3)</td></tr><tr><td>□ 子どもと親の相談員配置校</td><td>3 校 (H28. 3)</td></tr><tr><td>□ 心の教室相談員の人数</td><td>6 人 (H28. 3)</td></tr></table>	参考指標	基準数値	□ カウンセリング指導員配置校	5 校 (H28. 3)	□ スクールカウンセラー配置校	22 校 (H28. 3)	□ スクールソーシャルワーカー配置校	4 校 (H28. 3)	□ 子どもと親の相談員配置校	3 校 (H28. 3)	□ 心の教室相談員の人数	6 人 (H28. 3)	健康増進課 子ども・子育て課 少年育成センター 学校教育課 教育センター
参考指標	基準数値													
□ カウンセリング指導員配置校	5 校 (H28. 3)													
□ スクールカウンセラー配置校	22 校 (H28. 3)													
□ スクールソーシャルワーカー配置校	4 校 (H28. 3)													
□ 子どもと親の相談員配置校	3 校 (H28. 3)													
□ 心の教室相談員の人数	6 人 (H28. 3)													
	【29】 講座開催時の託児実施 男女平等推進センターが講座を開催する際に、乳幼児を対象とした託児を実施します。	男女平等・共同参画課												

	【30】 市職員における仕事と子育ての両立支援 市職員子育て支援プログラムに基づき、市職員の子育てと仕事の両立支援の取り組みを行います。 ア 育児休業等を取得しやすい環境の整備 イ 超過勤務縮減の促進 ウ 子育てに関する特別休暇及び子育ての視点からの年次休暇の取得の促進 <table><tr><th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値</th></tr><tr><td>■ 市男性職員の育児休業等取得率（再掲）</td><td>8% (H28. 3)</td><td>20%以上</td></tr><tr><td>■ 市の職員 1 人当たりの年次有給休暇取得日数(再掲)</td><td>7.4 日 (H28. 3)</td><td>10 日以上</td></tr></table> <table><tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr><tr><td>□ 年間超過勤務時間が 360 時間以上の市職員数(再掲)</td><td>79 人 (H28. 3)</td></tr></table>	成果指標	基準数値	目標数値	■ 市男性職員の育児休業等取得率（再掲）	8% (H28. 3)	20%以上	■ 市の職員 1 人当たりの年次有給休暇取得日数(再掲)	7.4 日 (H28. 3)	10 日以上	参考指標	基準数値	□ 年間超過勤務時間が 360 時間以上の市職員数(再掲)	79 人 (H28. 3)	人事課
成果指標	基準数値	目標数値													
■ 市男性職員の育児休業等取得率（再掲）	8% (H28. 3)	20%以上													
■ 市の職員 1 人当たりの年次有給休暇取得日数(再掲)	7.4 日 (H28. 3)	10 日以上													
参考指標	基準数値														
□ 年間超過勤務時間が 360 時間以上の市職員数(再掲)	79 人 (H28. 3)														
	【31】 高齢者、障がい者の在宅介護サービス等の整備・充実 高齢者や障がい者の訪問介護や訪問入浴等、自宅での家事・介護等の支援サービスの充実に努めます。また、一人暮らし高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、高齢福祉推進員や障害者相談員を配置するとともに、相談窓口体制の充実に図ります。 ア ミドルステイの実施 イ 軽度生活援助サービス（軽作業の支援）の実施 ウ 高齢福祉推進員の配置 エ 障害者相談員の配置 オ 訪問入浴の実施	高齢介護課 社会福祉課													
	【32】 介護予防事業の実施 高齢者の自立と生活機能の向上のため、要介護高齢者のいる家族が、介護の方法や予防等の知識・技術を学ぶ介護予防教室など介護予防事業を実施します。 ア 高齢者健康づくり教室の開催 イ 通所型介護予防事業の実施 ウ 住民主体の介護予防活動の推進	高齢介護課													

重点課題 5 働く場における女性の活躍支援

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) 新規採用・起業・再就職の支援	【33】 女性の就労に関する情報提供 結婚、出産、育児等で離職した女性の再就職支援、就労に有効な資格取得などに関する情報の収集・提供に努めます。	男女平等・共同参画課 商業雇用課
	【34】 起業者等への支援 起業者や農業従事者への支援を行います。 ア 創業資金の融資あっ旋の実施 イ 創業者への補助の実施 ウ 商店街等での開業支援 エ 女性農業者への支援	産業企画課 商業雇用課 農業水産課
	【35】 企業への啓発活動 企業等に対し、男女が職場において性別による差別を受けないよう労働に関する各種制度の周知を図ります。	男女平等・共同参画課 商業雇用課
(2) 女性の能力開発・育成の促進	【36】 事業者への女性活躍推進に関する意識啓発 セミナーの開催や情報提供の充実に努め、企業、個人事業所等における女性活躍推進を図ります。 ア 女性活躍推進に関するセミナーの開催 イ 男女平等推進センターにおける企画講座・展示の実施	商業雇用課 男女平等・共同参画課
	【37】 市職員の専門・実務研修等の実施 市職員の専門・実務研修や事務の分掌は、性別にこだわらず行い、人材の育成に努めます。	人事課
	【38】 女性の能力開発に関する講座の開催 企業や関係機関と連携し、女性の能力開発に関する講座の開催や情報提供に努めます。	男女平等・共同参画課 商業雇用課
(3) 雇用の場における男女平等の視点の促進	【39】 男女の雇用機会の均等などに関する意識啓発 庁内の関係課が連携し、セミナーの開催や情報提供の充実に努め、企業や個人事業所等における男女の雇用機会の均等や、女性の能力開発などについて意識啓発を図ります。 ア 男女の雇用機会の均等などに関するセミナーの開催 イ 男女平等推進センターにおける企画講座・展示の実施	商業雇用課 男女平等・共同参画課

	<table><tr><th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値</th></tr><tr><td>■ 関係機関との連携による男女の雇用機会の均等などに関するセミナー等の開催</td><td>6 回</td><td>10 回</td></tr></table>	成果指標	基準数値	目標数値	■ 関係機関との連携による男女の雇用機会の均等などに関するセミナー等の開催	6 回	10 回			
成果指標	基準数値	目標数値								
■ 関係機関との連携による男女の雇用機会の均等などに関するセミナー等の開催	6 回	10 回								
	【40】 家族経営協定の締結の促進 農家における家族労働者の労働時間や報酬、休日について取り決める家族経営協定について情報提供を行うなどして、締結を促進します。	農業水産課								
	【41】 労働相談及び弁護士相談の実施 労働相談や弁護士相談の開催の周知に努めます。	商業雇用課								
	【42】 適切な職員採用・配置及び就業環境についての配慮 性別にとらわれず、市職員（非常勤職員等を含む）の採用や配置を行うとともに、働きやすい就業環境について配慮します。 <table><tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr><tr><td>□ 市保育職における男性職員数</td><td>7 人 (H28. 3)</td></tr><tr><td>□ 市看護職における男性職員人数</td><td>25 人 (H28. 3)</td></tr><tr><td>□ 市土木・建築等技術職における女性職員人数</td><td>12 人 (H28. 3)</td></tr></table>	参考指標	基準数値	□ 市保育職における男性職員数	7 人 (H28. 3)	□ 市看護職における男性職員人数	25 人 (H28. 3)	□ 市土木・建築等技術職における女性職員人数	12 人 (H28. 3)	人事課
参考指標	基準数値									
□ 市保育職における男性職員数	7 人 (H28. 3)									
□ 市看護職における男性職員人数	25 人 (H28. 3)									
□ 市土木・建築等技術職における女性職員人数	12 人 (H28. 3)									

重点課題6 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進

施策の方向	主要な事業	担当部署						
(1) 男 性 の 家 事・育児・介 護等への参 加促進	【43】 粋メンプロジェクト等の推進 子育て世代からプラチナ世代（中高年以上）までの幅広い世代の男性を対象に、家事、育児、介護及び仕事と生活の調和等をテーマとした講座やイベントを開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促します。 ア 粋メンプロジェクト事業の実施 イ 男性の育児への知識と意識を高める育児講座の開催 ウ 農業センターにおける農産物加工教室（お父さんの料理教室）の開催	男女平等・共同参画課 健康増進課 農業水産課						
	<table><tr><td>成果指標</td><td>基準数値</td><td>目標数値</td></tr><tr><td>■ 粋メンプロジェクトの実施事業数</td><td>9 事業 (H28. 3)</td><td>10 事業</td></tr></table>	成果指標	基準数値	目標数値	■ 粋メンプロジェクトの実施事業数	9 事業 (H28. 3)	10 事業	
	成果指標	基準数値	目標数値					
	■ 粋メンプロジェクトの実施事業数	9 事業 (H28. 3)	10 事業					
<table><tr><td>参考指標</td><td>基準数値</td></tr><tr><td>□ パパとママの育児講座への夫婦での参加率</td><td>98.8% (H28. 3)</td></tr><tr><td>□ 夫は家事や育児に協力してくれていると思う妻の割合</td><td>94.4% (H28. 3)</td></tr></table>	参考指標	基準数値	□ パパとママの育児講座への夫婦での参加率	98.8% (H28. 3)	□ 夫は家事や育児に協力してくれていると思う妻の割合	94.4% (H28. 3)		
参考指標	基準数値							
□ パパとママの育児講座への夫婦での参加率	98.8% (H28. 3)							
□ 夫は家事や育児に協力してくれていると思う妻の割合	94.4% (H28. 3)							
【44】 ボランティア養成・情報発信支援 高齢者や障がい者を支援するボランティアの養成・育成講座を開催するとともに、ボランティア情報の発信を支援します。	社会福祉課							
【45】 男性の子育て目的の休暇等の取得促進・啓発活動 父親も母親も子育てに参加できる機会を確保できるよう、特に男性の子育て目的の休暇等の取得が促進されるよう普及啓発活動に努めます。また、市職員についても、イクボス宣言などの取組みを通じて子育てを応援する職場環境づくりに努めます。	人事課 男女平等・共同参画課							

基本目標Ⅲ 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり

重点課題 7 あらゆる人に対する人権の尊重

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) 人権尊重を進める教育・学習の推進	【46】 小中学校における人権教育・福祉活動の推進 小・中学校等において、人権教育を推進します。また、小・学校児童の友愛訪問活動や地域福祉活動への参加・協力の促進を支援します。 ア ジュニア福祉活動員の育成 イ ジュニア福祉活動校の指定	学校教育課 社会福祉課
	【47】 人権尊重にかかる研修・学習に対する配慮 保育士及び小・中・特別支援学校の教諭の人権尊重意識の向上を図る研修会への参加に配慮します。 また、介護保険サービス事業者に対し、人権尊重意識の向上を図る研修や学習の必要性について、理解と周知を図ります。	子ども・子育て課 学校教育課 高齢介護課
	【48】 市民等への人権尊重意識の啓発 市民等を対象とした人権に関する講演会・講座等を開催するとともに、チラシ等を配布し、人権尊重意識の啓発に努めます。	共創まちづくり課
	【49】 多様な性・生き方に対する理解の浸透 性の多様なあり方を認識し、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）に対する理解を進めるための啓発を図ります。	共創まちづくり課 男女平等・共同参画課
(2) 人権擁護体制の推進	【50】 人権教育推進事業協力者会議及び人権擁護連絡会議の開催 人権教育推進事業協力者会議及び人権擁護連絡会議を開催し、庁内及び関係機関との連携の強化を図ります。	共創まちづくり課

	【51】 人権にかかる市民相談及び弁護士による法律相談の実施 市役所や男女平等推進センターにおいて、人権にかかる市民相談や弁護士による法律相談を実施します。	共創まちづくり課 男女平等・共同参画課
	【52】 男女平等問題処理委員会の設置・運営 男女平等問題処理委員会を設置し、人権侵害にかかる苦情の申し出を公平に処理します。	男女平等・共同参画課
(3) 困難な状況にある人に対する支援の整備・充実	【53】 ひとり親家庭への助成等 ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、各種資金の貸付や助成を行います。また、精神的な負担を軽減するため、ひとり親家庭への相談体制の充実に努めます。 ア 福祉資金等貸付事業 イ 医療費助成事業 ウ 女性相談事業 エ 児童扶養手当の支給 オ 母子・父子家庭自立支援給付金の支給 カ ひとり親家庭等生活応援事業	子ども・子育て課
	【54】 高齢者、障がい者の生活環境の整備・充実 高齢者の介護保険施設を整備し、施設サービス及び地域密着型サービスの充実を図ります。また、高齢者、障がい者が生活しやすい住宅改善・整備費の助成を行います。 ア 介護保険施設の整備 イ 住宅改善資金助成 ウ 住宅改善・整備費助成	高齢介護課 社会福祉課
	【55】 高齢者の生きがいと社会参加の促進 高齢者の生きがいと社会参加を促進する事業の実施や支援に努めます。 ア シルバー人材センター運営支援の実施 イ 老人クラブ活動支援の実施	高齢介護課

	【56】 障がい者の就労支援及びスポーツ・レクリエーション・文化活動等社会参加支援 障がい者が、自立した生活を営むことができるよう、情報提供等の就労支援に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション・文化活動等、社会参加を支援します。 ア 障がい福祉サービスに関する情報提供 イ 障がい者の社会参加（スポーツ・レクリエーション・文化活動等）支援	社会福祉課
	【57】 複合的に困難な状況に置かれた人への理解の促進 障がい者や高齢者、外国籍市民であること等による問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、庁内の関係部署の連携により総合的な支援ができるよう取り組みます。	全課 男女平等・共同参画課

重点課題 8 あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) 配偶者等からの暴力の防止	【58】 高岡市DV対策基本計画に基づく施策の推進 高岡市DV対策基本計画に基づき、DVの防止及び被害者の保護に関する取り組みを行います。	男女平等・共同参画課
	【59】 高岡市DV対策基本計画の進行管理及び進捗状況の公表 高岡市DV対策基本計画の推進状況の進行管理を行うとともに、毎年度、実績をホームページ等で公表します。	男女平等・共同参画課
(2) 虐待や迷惑行為の防止	【60】 児童・高齢者虐待の相談の実施及び庁内連携 市役所等において、児童・高齢者虐待の相談を実施するとともに、庁内外の関係部署が連携し、より一層の予防啓発と被害者支援に努めます。 ア 児童虐待相談の実施 イ 高齢者虐待相談の実施 ウ 要保護児童対策地域協議会、実務者会議及び個別ケース検討会議の開催	子ども・子育て課 高齢介護課

	エ 高齢者虐待防止ネットワーク会議及び地域ケア会議の開催	
	【61】 市役所におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発及び相談対応 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針により、市職員に対し啓発するとともに、職員からの相談に対応します。	人事課

重点課題 9 国際化社会における理解と交流

施策の方向	主要な事業	担当部署
(1) 外国籍市民との共生	【62】 英語等活動講師及び外国語指導助手の配置 小・中・特別支援学校に英語等活動講師や外国語指導助手（ALT）を配置します。また、市内在住の外国籍児童・生徒に対して日本語指導及び生活適応指導を行います。 ア 英語等活動講師の配置 イ 外国語指導助手（ALT）の配置 ウ 市内在住外国籍児童・生徒に対する日本語指導及び生活適応指導の実施	学校教育課
	【63】 外国語版ホームページの掲載、外国人の生活相談の実施及び情報提供の充実 外国語版ホームページを掲載するなど、各種生活情報や観光情報が得やすい環境づくりに努めます。 市民病院において、外国人の患者に対応するため、通訳を配置するとともに、外国語を表記した問診票を使用するなど、外国人が利用しやすい環境を整えます。	多文化共生室 広報統計課 市民病院 観光交流課 健康増進課
	【64】 外国籍市民との交流イベントの開催及び外国語通訳等ボランティアの充実 外国籍市民と市民との交流を目的とした国際交流フェスタの開催とともに、外国語の通訳等のボランティアの充実に努めます。	多文化共生室

	ア 国際交流フェスタの開催 イ ボランティアの登録	
(2) 国際的な女性問題等への理解と国際交流の推進	【65】 国際的な女性問題等への理解促進 男女平等・共同参画の推進に関する国際的な理解を深めるため、男女平等推進センターや多文化共生室で情報の収集・提供に努めます。	男女平等・共同参画課 多文化共生室
	【66】 姉妹・友好都市及び交流都市との交流 姉妹・友好都市などとの親善交流等を実施します。また、交流都市などとの交流活動を促進します。 ア 姉妹都市・友好都市（ブラジル・ミランドポリス市、アメリカ・フォートウェーン市、中国・錦州市）などとの親善交流等の実施 イ 交流都市（イギリス・ベバリー町、中国・遼陽市）などとの交流活動の促進	多文化共生室

重点課題 10 男女の生涯を通じた健康支援

施策の方向	主要な事業	担当部署								
(1) 健康管理・保持増進のための支援	【67】 特定健康診査及び特定保健指導の実施 特定健康診査を実施し、計画的な保健指導等を行います。	健康増進課 保険年金課								
	【68】 がん検診の実施 がん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療に結びつけることにより、がんによる死亡の減少に努めます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値※</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 子宮がん検診の受診率</td><td>25.0% (H28.3)</td><td>30.0% (H28 年度)</td></tr> <tr> <td>■ 乳がん検診の受診率</td><td>25.5% (H28.3)</td><td>38.0% (H28 年度)</td></tr> </tbody> </table> ※ 目標数値は H30 年度施行予定の「新健康増進計画」の行動指標の設定に合わせて修正する	成果指標	基準数値	目標数値※	■ 子宮がん検診の受診率	25.0% (H28.3)	30.0% (H28 年度)	■ 乳がん検診の受診率	25.5% (H28.3)	38.0% (H28 年度)
成果指標	基準数値	目標数値※								
■ 子宮がん検診の受診率	25.0% (H28.3)	30.0% (H28 年度)								
■ 乳がん検診の受診率	25.5% (H28.3)	38.0% (H28 年度)								

	【69】 地域がん診療連携拠点病院としての取り組みの実施 包括的がん医療センターを設置し、がん患者会への支援や患者・家族の療養・相談支援体制の整備、外来化学療法の充実、緩和ケア外来・緩和ケア病棟の開設など、がん医療の提供に努めます。 ア 専門的ながん医療の提供 イ 緩和ケア、外来化学療法の実施 ウ 地域におけるがん診療連携協力 エ がん患者に対する相談支援及び情報提供	市民病院
	【70】 健康づくり活動への市民参加促進 健康づくりボランティアの活動や各種健康教育事業への市民参加を促進します。 ア 各地域での健康教室や歩こう会等の開催、がん予防啓発活動 イ 食生活改善や食育の推進、身体活動・運動の推進に関する活動 ウ 子育て支援活動 エ 各ライフステージにおける健康づくりの正しい知識の普及	健康増進課
	【71】 市民の健康増進・体力向上のための場と機会の提供 学校体育施設の開放や地域におけるスポーツクラブの設置など、市民の健康増進、体力向上のための場と機会の提供を行います。 ア 学校体育施設（体育館・グラウンド）の課業時間外の一般利用開放の実施 イ スポーツ・レクリエーション大会、スポーツ大会の開催 ウ 総合型スポーツクラブ設立支援 エ スポーツ施設の利用提供	体育保健課
	【72】 心身の健康に関する個別相談の実施 市民の心身の健康に関する個別相談を実施し、健康管理の支援に努めます。 特に、自殺やうつなど心の相談については、県の心の相談センターや厚生センターとの密接な連携を図ります。	健康増進課 高齢介護課 社会福祉課

	【73】 HIV/エイズ、薬物乱用、喫煙等に関する指導・意識啓発 小・中・特別支援学校の児童・生徒に対し、発達段階に応じてHIV/エイズ、薬物乱用等に関する指導を行うなど啓発に努めます。また、国や県の発行するポスターやチラシなどにより市民への意識啓発を図ります。 たばこと健康に関する正しい知識の普及や喫煙者への禁煙指導に取り組み、市民の健康支援に努めます。 市役所や市民病院などの公共施設における分煙・禁煙対策に努めます。	学校教育課 健康増進課 管財契約課 人事課 市民病院						
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援	【74】 妊娠、出産、育児について学ぶ機会の確保 保健センターにおいて「パパとママの育児講座」を開催し、夫婦が安全な妊娠、出産、育児について学ぶ機会を確保します。 <table><tr><td>参考指標</td><td>基準数値</td></tr><tr><td>☐ パパとママの育児講座への夫婦での参加率（再掲）</td><td>98.8% (H28.3)</td></tr></table>	参考指標	基準数値	☐ パパとママの育児講座への夫婦での参加率（再掲）	98.8% (H28.3)	健康増進課		
参考指標	基準数値							
☐ パパとママの育児講座への夫婦での参加率（再掲）	98.8% (H28.3)							
	【75】 女性を生涯にわたって診療する体制の確保 女性専門外来の実施など、女性を生涯にわたって診療する体制を確保し、女性が自分の健康状態について気軽に相談できるよう努めます。 ア 女性専門外来の実施 イ 思春期外来の実施 ウ 不妊外来の実施 エ 乳腺専門外来の実施 オ 助産師外来の実施 カ 看護専門外来の実施	市民病院						
	【76】 妊産婦医療費助成及び不妊治療費助成の実施 妊産婦の一部対象疾病に医療費の助成を行います。また、不妊治療に要する経費の一部を助成します。 <table><tr><td>参考指標</td><td>基準数値</td></tr><tr><td>☐ 妊産婦医療費助成受給者数</td><td>延 101 人 (H28.3)</td></tr><tr><td>☐ 不妊治療費助成交付件数</td><td>延 496 件 (H28.3)</td></tr></table>	参考指標	基準数値	☐ 妊産婦医療費助成受給者数	延 101 人 (H28.3)	☐ 不妊治療費助成交付件数	延 496 件 (H28.3)	子ども・子育て課
参考指標	基準数値							
☐ 妊産婦医療費助成受給者数	延 101 人 (H28.3)							
☐ 不妊治療費助成交付件数	延 496 件 (H28.3)							

	【77】 妊産婦・乳幼児健康支援事業の実施 妊産婦や乳幼児の健康を支援するため、健康診査を実施するとともに、健康教室を開催します。 ア 乳幼児健康診査の実施 イ 母子保健相談・指導 ウ 妊産婦・乳児の一般・精密健康診査及び訪問指導の実施	健康増進課
	【78】 こども医療費助成の実施 子どもが適正な治療を受けることのできる環境づくりのため、こども医療費の助成を実施します。	子ども・子育て課
	【79】 発達段階に応じた性教育の実施 小・中・特別支援学校の児童・生徒に対し発達段階に応じて性教育を行い、性に関する科学的な知識、生命を尊重する態度及び行動について学ぶ機会を確保します。	学校教育課
	【80】 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念等に対する理解の浸透 あらゆる世代の女性の性の自己管理、自己決定の尊重を図るため、男女平等推進センターにおいて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念や男女の性に関する情報の収集・提供に取り組みます。	男女平等・共同参画課

基本目標Ⅳ 計画の総合的な推進

重点課題 1 1 プランの総合的推進

施策の方向	主要な事業	担当部署												
(1) 男女平等・共同参画の理解・促進	【81】 市民等との連携・協力による男女平等推進センター事業の推進 講座やイベントの開催に際しては、男女平等推進センターによる企画講座のほか、市民企画講座、学習支援講座など、市民や各団体のニーズを取り入れることとします。 <table><tr><th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値</th></tr><tr><td>■ 男女平等E X P O高岡参加者数</td><td>154 人 (H27)</td><td>200 人</td></tr></table>	成果指標	基準数値	目標数値	■ 男女平等E X P O高岡参加者数	154 人 (H27)	200 人	男女平等・共同参画課						
	成果指標	基準数値	目標数値											
	■ 男女平等E X P O高岡参加者数	154 人 (H27)	200 人											
【82】 男女平等推進センター登録活動団体数や施設利用者の拡大 男女平等推進センターの登録活動団体数や施設利用者数の拡大に努めます。 <table><tr><th>成果指標</th><th>基準数値</th><th>目標数値</th></tr><tr><td>■ 男女平等推進センターの利用者数</td><td>延 11,228 人 (H28. 3)</td><td>延 12,000 人</td></tr><tr><td>■ 男女平等推進センターにおける男性参加率</td><td>25.5% (H28. 3)</td><td>30.0%</td></tr></table> <table><tr><th>参考指標</th><th>基準数値</th></tr><tr><td>□ センター登録活動団体数</td><td>40 団体 (H28. 3)</td></tr></table>	成果指標	基準数値	目標数値	■ 男女平等推進センターの利用者数	延 11,228 人 (H28. 3)	延 12,000 人	■ 男女平等推進センターにおける男性参加率	25.5% (H28. 3)	30.0%	参考指標	基準数値	□ センター登録活動団体数	40 団体 (H28. 3)	男女平等・共同参画課
成果指標	基準数値	目標数値												
■ 男女平等推進センターの利用者数	延 11,228 人 (H28. 3)	延 12,000 人												
■ 男女平等推進センターにおける男性参加率	25.5% (H28. 3)	30.0%												
参考指標	基準数値													
□ センター登録活動団体数	40 団体 (H28. 3)													
	【83】 男女平等推進センター事業におけるアンケート調査の実施 男女平等推進センターで実施する講座やイベントの際は参加者へのアンケートを行うことで市民ニーズ等を把握し、今後の事業展開の参考とします。	男女平等・共同参画課												

(2) 推進体制の 充実・強化	【84】 プランの進行管理及び進捗状況の公表 プランの遂行に当たっては、PDCAサイクルにより達成状況を点検・評価し、その後の取り組みに反映させます。 プランの毎年の進捗状況はホームページ等で公表します。	男女平等・共同参画課
	【85】 男女平等推進市民委員会等の開催 有識者や市民・各団体の代表で構成する「高岡市男女平等推進市民委員会」を開催し、市における男女平等・共同参画の諸施策について意見を伺います。 庁内における男女平等・共同参画施策の推進の連携を図るため、「高岡市男女平等推進庁内連絡会議（幹事会・主任会議）」を開催します。 市における男女平等・共同参画に関する普及啓発事業に関する意見交換等の場として「高岡市男女平等推進センターネットワーク会議」を開催します。	男女平等・共同参画課

資料

- ◆ 高岡市、県、国、世界の動き
 - ◆ プランの用語解説
 - ◆ 女子差別撤廃条約
 - ◆ 男女共同参画社会基本法
 - ◆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - ◆ 高岡市男女平等推進条例
 - ◆ 高岡市男女平等推進市民委員会委員名簿
 - ◆ 高岡市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱
 - ◆ 高岡市男女平等推進プラン（第2次）策定の経過
 - ◆ 市民の相談・情報窓口等
 - ◆ 高岡市男女平等推進センター
-
- ◇ 高岡市男女平等・共同参画都市宣言

高岡市、県、国、世界の動き

〈世〉…世界、〈国〉…国、〈高〉…旧高岡市、〈福〉…旧福岡町

	国、世界	富山県	高岡市（旧高岡市、旧福岡町）
1945 年 （昭和 20 年）	〈世〉 国際連合設立、国連憲章採択		
1946 年 （昭和 21 年）	〈世〉 国連「婦人の地位委員会」設置 〈国〉 日本初の婦人参政権行使		
1947 年 （昭和 22 年）	〈国〉 「日本国憲法」施行	・「富山県連合婦人会」結成 ・初の女性県議会議員当選	〈高〉 「高岡市連合婦人会」結成
1948 年 （昭和 23 年）	〈世〉 「世界人権宣言」採択		
1957 年 （昭和 32 年）	〈国〉 「売春防止法」施行		
1967 年 （昭和 42 年）	〈世〉 「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1970 年 （昭和 45 年）			〈高〉 「婦人児童課」設置
1975 年 （昭和 50 年）	〈世〉 国際婦人年 〈世〉 「国際婦人年世界会議（第 1 回世界女性会議）」開催		
1976 年 （昭和 51 年）	〈世〉 「国連婦人の 10 年」開始		
1979 年 （昭和 54 年）	〈世〉 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択		
1980 年 （昭和 55 年）		・「青少年課」を「婦人青少年課」に改称 ・「富山県婦人地域活動推進員制度」開始	
1981 年 （昭和 56 年）	〈世〉 「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（ILO 第 156 号条約）」採択 〈世〉 「女子差別撤廃条約」発効	・「婦人の明日をひらく富山県行動計画」策定	
1982 年 （昭和 57 年）			〈高〉 「富山県婦人地域活動推進員高岡連絡会」結成
1983 年 （昭和 58 年）	〈国〉 「ILO 第 156 号条約」発効		
1985 年 （昭和 60 年）	〈国〉 「女子差別撤廃条約」批准		
1986 年 （昭和 61 年）	〈国〉 「男女雇用機会均等法」施行		
1987 年 （昭和 62 年）		・「21 世紀をめざすとやま女性プラン」策定	
1989 年 （平成元年）			〈高〉 「高岡女性の会連絡会」結成
1991 年 （平成 3 年）			〈高〉 企画室に女性担当を設置

	国、世界	富山県	高岡市（旧高岡市、旧福岡町）
1992 年 （平成 4 年）		・「新とやま女性プラン」策定	
1993 年 （平成 5 年）	〈世〉国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		〈高〉「高岡市女性プラン」策定 〈高〉「女性・国際室」設置 〈高〉「高岡市女性プラン推進市民委員会」及び「高岡市女性プラン推進庁内連絡会議」設置
1994 年 （平成 6 年）	〈世〉国連「国際人口開発会議（ICPD）」開催 〈国〉「男女共同参画推進本部」及び「男女共同参画審議会」設置 〈国〉「男女共同参画室」設置	・「婦人青少年課」を「女性青少年課」に改称 ・「富山県婦人地域活動推進員」を「富山県女性プラン推進員」に改称	〈高〉「女性行政室」設置
1995 年 （平成 7 年）	〈世〉「第 4 回世界女性会議」開催、「北京宣言及び行動綱領」採択 〈国〉「ILO 第 156 号条約」批准		
1996 年 （平成 8 年）	〈国〉「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「(財)富山県女性財団」設立	
1997 年 （平成 9 年）		・「とやま男女共同参画プラン」策定 ・富山県女性総合センター「サンフォルテ」開館 ・「富山県女性プラン推進員」を「富山県男女共同参画推進員」に改称	〈高〉女性プラン情報誌「ありて」創刊
1998 年 （平成 10 年）	〈国〉「改正男女雇用機会均等法」施行		
1999 年 （平成 11 年）	〈国〉「改正男女雇用機会均等法」施行 〈国〉「男女共同参画社会基本法」施行		〈福〉「福岡町ヒューマンプラン」策定
2000 年 （平成 12 年）	〈世〉国連特別総会「女性 2000 年会議」開催 〈国〉「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」施行 〈国〉「男女共同参画基本計画」閣議決定		
2001 年 （平成 13 年）	〈国〉「男女共同参画局」設置 〈国〉「男女共同参画会議」設置 〈国〉「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」施行	・「富山県男女共同参画推進条例」施行 ・「富山県女性総合センター」を「富山県民共生センター」に改称 ・「富山県民男女共同参画計画」策定	〈高〉「高岡市男女平等推進プラン」策定

	国、世界	富山県	高岡市（旧高岡市、旧福岡町）
2002 年 （平成 14 年）		・「男女参画・ボランティア課」を設置 ・「富山県女性相談センター」に配偶者暴力相談支援センター機能を整備 ・「男女共同参画チーフ・オフィサー」設置開始	
2003 年 （平成 15 年）		・「男女共同参画推進事業所」認証開始	〈高〉「男女平等・国際交流課」設置
2004 年 （平成 16 年）	〈国〉「女性国家公務員の採用・登用の拡大等」男女共同参画推進本部決定 〈国〉「改正DV防止法」施行		〈高〉「高岡市男女平等推進条例」施行 〈高〉「高岡市男女平等問題処理委員会」設置 〈高〉「高岡市男女平等推進センター」開設（指定管理者制度による運営） 〈高〉「E ネット（高岡市男女平等推進センター登録活動団体ネットワーク）」発足
2005 年 （平成 17 年）	〈国〉「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定		〈高〉「男女平等・共同参画課」を設置 〈高〉男女平等推進センターを市直営管理に見直し ・新「高岡市」誕生（高岡市・福岡町合併）
2006 年 （平成 18 年）		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（富山県DV対策基本計画）」策定	
2007 年 （平成 19 年）	〈国〉「改正男女雇用機会均等法」施行 〈国〉「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「富山県民男女共同参画計画（第2次）」策定 ・「女性が輝く元気企業とやま賞」創設	
2008 年 （平成 20 年）	〈国〉「女性の参画加速プログラム」策定 〈国〉「改正DV防止法」施行		・「高岡市男女平等推進プラン」策定 ・「高岡市男女平等・共同参画都市宣言」制定
2009 年 （平成 21 年）	〈国〉「男女共同参画シンボルマーク」決定	・「富山県DV対策基本計画」改定	・「高岡女性の会連絡会」解散
2010 年 （平成 22 年）	〈国〉「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2011 年 （平成 23 年）	〈世〉「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足		

	国、世界	富山県	高岡市
2012 年 (平成 24 年)		・「富山県民男女共同参画計画 (第 3 次)」策定	・「高岡市男女平等推進プラン後 期事業計画」策定 ・「高岡市DV対策基本計画」策 定 ・「高岡市男女平等推進センタ ー」に配偶者暴力相談支援セ ンター機能を整備 ・「高岡市ワーク・ライフ・バラ ンス推進指針」策定 ・「高岡市ワーク・ライフ・バラ ンス推進事業所認定制度」開 始
2013 年 (平成 25 年)	〈国〉「改正ストーカー規制法」 施行		
2014 年 (平成 26 年)	〈国〉「改正DV防止法」施行 〈国〉「輝く女性応援会議」開催 〈国〉「すべての女性が輝く社会 づくり本部」設置及び「す べての女性が輝く政策パッ ケージ」決定 〈国〉「すべての女性が輝く社会 づくり推進室」発足	・「男女参画・ボランティア課」 を「男女参画・県民協働課」 に改称	
2015 年 (平成 27 年)	〈国〉「第 4 次男女共同参画基本 計画」閣議決定 〈国〉「女性活躍加速のための重 点方針 2015」決定 〈国〉「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」 施行 〈国〉「女性の職業生活における 活躍の推進に関する基本方 針」策定	・「富山県女性の活躍推進連携協 議会」設置 ・「ファザーリング全国フォーラ ム in とやま」開催	
2016 年 (平成 28 年)	〈国〉「女性の活躍推進に向けた 公共調達及び補助金の活用 に関する取組指針」決定 〈国〉「女性活躍加速のための重 点方針 2016」決定	・「富山県DV対策基本計画(第 3 次)」策定	・「高岡市職員女性活躍推進プロ グラム」策定 ・「高岡市イクボス宣言」実施
2017 年 (平成 29 年)			・「高岡市男女平等推進プラン (第 2 次)」策定 ・「高岡市DV対策基本計画(第 2 次)」策定

プランの用語解説

【あ行】

イクボス宣言	部下の仕事と家庭の両立の支援について、事業所の取組方針を、事業所のトップ（ボス）自らが宣言すること。
一時保護	配偶者暴力相談支援センターが、婦人相談所等の生活支援施設に、DV被害者及びその同伴家族を入所させ一時的に保護すること。
M字型カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する特徴があることからこのような傾向が見られる。

【か行】

家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。
行政委員会	地方自治法第180条の5第1項及び第3項に基づき設置するもの。 高岡市においては、教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・公平委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会。
行政相談委員	総務大臣から委嘱され各市町村に配置されている。国の行政機関や特殊法人などの仕事への、市民からの苦情や要望を聴き、公平・中立な立場から相談者への助言や関係行政機関への通知などの行政相談を行う。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けること。（「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等は固定的な考え方により男性・女性の役割を決めている例。）

【さ行】

女子差別撤廃条約	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。あらゆる分野の性差別の撤廃をめざし、1979(昭和54)年12月、国連総会で採択。日本は1985(昭和60)年に批准。
----------	--

女性活躍推進法	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、女性の活躍促進に向けた行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表を事業主に義務付けている。2015(平成 27)年 8 月施行。(一部翌年 4 月施行)
審議会、委員会	地方自治法第 202 条の 3 に基づき、法律、条例の定めにより設置している附属機関及びその要綱に基づき設置している委員会。
人権擁護委員	法務大臣から委嘱され各市町村に配置されている。地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、市民からの相談を受ける。
性自認	自分がどの性別であるか、どの性別でないかということについての認識をいう。
性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）	同性愛者、両性愛者及び性同一性障害者などの人々。その中でもレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人々については、その頭文字をとって L G B T とも呼称される。
セクシュアル・ハラスメント	性的嫌がらせ。男女を問わず、相手の意に反する性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布等、様々な態様のものが含まれる。

【た行】

高岡市イクボス宣言	高岡市役所において、職員をあげて子育てを応援するムードを高め、仕事と子育てを両立しやすい組織風土づくりを全庁的に推し進めるため、市長をはじめ所属長以上の職員が宣言書に各々の取り組み事項を記入、署名を行った。 2016(平成 28)年 4 月 28 日以降実施。
高岡市職員女性活躍推進プログラム	女性活躍推進法に基づき策定された、事業主としての高岡市における特定事業主行動計画。同法に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本的な視点を踏まえつつ、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、計画的かつ着実に推進することを目的とする。 2016(平成 28)年 3 月策定。
高岡市男女平等・共同参画都市宣言	高岡市において、男女平等・共同参画社会づくりの重要性を再確認し、その実現に向けての姿勢を市内外に発信するとともに実現に向けての気運を一層高めていくことを目的とした宣言。 2008(平成 20)年 9 月 25 日制定。

高岡市男女平等推進条例	高岡市の男女平等・共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めたもの。 2005 年(平成 17)年 11 月施行。
高岡市男女平等推進センター	男女平等・共同参画を推進する市民の活動を支援するとともに、男女平等・共同参画に関する施策を総合的に進めるための拠点施設。啓発・普及、学習事業、情報の収集・提供事業、個人・グループ・団体の活動と交流支援、相談事業、会議室の貸出しなどを行う。 2004 年(平成 16)年 4 月開設。
高岡市男女平等問題処理委員会	高岡市男女平等推進条例に基づき、市民からの男女平等・共同参画にかかる市の施策や人権侵害の苦情に対して、第三者的立場の機関として簡易迅速に救済する目的で設置する委員会。
DV（ドメスティック・バイオレンス、配偶者等からの暴力）	夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力などをいう。DV防止法の定義では、配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、元配偶者から引き続き暴力を受ける場合も含むと定義している。
DV防止法	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備について定めている。2001(平成 13)年施行。以降、法改正により被害者保護対策が強化されている。
富山県男女共同参画推進員	富山県男女共同参画推進条例第 15 条に基づき、地域における男女共同参画の推進を図るため、県内各地域に配置。各地域において、県の男女共同参画計画の普及啓発などの様々な活動を展開している。

【は行】

配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談やカウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時の安全確保、情報提供やその他の援助を行う。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、地域において会員同士が育児に関する相互援助を行うことを支援する会員組織。
放課後児童育成クラブ	保護者が勤労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している概ね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後に学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。
保護命令	裁判所が、配偶者からの暴力の被害にあった人からの申し立てによって、加害者に対して発する命令。身辺へのつきまといなどを禁止する接近禁止命令や住居からの退去命令等がある。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。
----------------------	---

【ま行】

民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、各市町村に配置されている。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。すべての民生委員は法律に基づき児童委員を兼ね、児童及び妊産婦の福祉の増進を図る活動等を行う。
ものづくり・デザイン科	国の構造改革特別区域計画「高岡市ものづくり・デザイン人材育成特区」の認定を受けて、2006(平成18)年から実施。市内の小・中・特別支援学校で、高岡市の歴史や産業の特徴を活かした高岡市独自の学習を行う。

【ら行】

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）	個人、特に女性の健康の自己決定権を保証する考え方。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。
労働力率（労働力人口比率）	15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合。（平成17年度国勢調査集計時から、労働力状態不詳者を除いて算出している。）

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	仕事や家庭・地域活動、自己啓発など様々な活動において、自らが希望するバランスで生活を展開できる状態にあること。2007(平成19)年に国が策定した「仕事と生活の調和憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。
------------------------	--

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

1979(昭和54)年12月18日 採択

1981(昭和56)年9月3日 発効

1985(昭和60)年6月25日 批准

この条約の締結国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人種による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締結国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間に相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締結国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに

合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念

又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることにより同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分

- することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の

批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用と

して、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効

力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形

成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴い

て、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画基本計画）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱

いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織

する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1

条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成11年7月26日法律第102号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
（職員の身分引継ぎ）

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属

する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号）抄
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活に

おける活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事

業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動

計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数

が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条

第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性

の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務

に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報

告をした者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

高岡市男女平等推進条例（平成 17 年 11 月 1 日条例第 144 号）

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸とした国際的な取組みとも連動しながら、男女共同参画社会基本法の制定等、法制度の整備を中心に様々な取組みが進められてきた。

高岡市においても、市民の積極的な活動と働きかけのもとに、高岡市女性プラン、高岡市男女平等推進プランの策定等様々な施策に取り組み、制度や体制づくりに成果をみてきている。

しかしながら、社会の現状をみると「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識やこれを反映した社会制度や慣行は今なお残り、政策・方針決定過程への参画の男女格差、職場での登用や賃金等の男女格差、配偶者からの暴力の存在など真の男女平等の達成には未だに多くの課題が残されている。

また、今後一層進む少子高齢化等社会経済情勢の変化に対応して、高岡市が将来にわたり豊かで活力あるまちであるためには、このような課題の解消に努め、男女が性別にかかわらず、一人ひとりが持つ個性と能力を十分発揮し、自らの意思によってあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女平等と男女共同参画の実現を図ることが重要かつ急務となっている。

これらを踏まえ、市、市民、事業者等が一体となって日本国憲法に保障されている男女平等の社会の形成に向けての取組を総合的、計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、日本国憲法に保障されている男女平等と男女共同参画（以下「男女平等・共同参画」という。）の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、男女平等・共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女平等社会を形成することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に掲げる「男女共同参画

を通して実現する、男女が性別に起因する政治的、経済的、社会的、心理的その他あらゆる形態の差別を受けない社会をいう。

- (2) 積極的格差改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者等 市内に事務所若しくは事業所を有する法人、個人及びその他民間団体をいう。
- (4) 配偶者等からの暴力 夫婦間、恋愛関係にある男女間その他親密な関係にある男女間並びに過去にそのような関係にあった男女間に起こる身体的及び心理的暴力をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動により、相手方の対応によって不利益を与える行為又は相手方の生活環境を害する行為をいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に通学する者をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女平等・共同参画の推進は、次の基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行等が、固定的な性別役割分担意識を反映して、男女の社会における活動が制限されることのないよう見直し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、自らの意志と責任において多様な活動が選択できるよう配慮されなければならないこと。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市及び事業者等における政策又は方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されるよう努めなければならないこと。
- (4) 男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活においては家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分

野における活動に平等に参画し、両立できること。

- (5) 女性の生涯にわたる健康を権利として保障する考え方を尊重し、男女が生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に良好な状態であるよう図られること。
- (6) 男女平等・共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び高岡市の地域特性にかんがみ、地域の在住外国人と相互に理解と交流を深めつつ、その推進は国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女平等社会の形成の促進を市の主要な政策と位置付け、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女平等・共同参画の推進に関する施策(積極的格差改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、学校教育、生涯教育等あらゆる分野の教育の場において、男女平等・共同参画の視点に立った教育を行うよう努めるとともに、市民及び事業者等が取り組む男女平等・共同参画に関する学習及び活動を支援するための適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図り、市民及び事業者等との積極的な協働のもとに、男女平等社会の形成に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女平等・共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく個性を尊重し、多様な生き方を認め合う男女平等社会への理解を深めるとともに、子供達を育む家庭及び地域における教育の重要性にかんがみ、男女平等・共同参画の視点に立った教育の役割を担うよう努めるものとする。

- 3 市民は、市の政策形成への参画及び市が実施する男女平等・共同参画を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女平等・共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者等は、市の政策形成への参画及び市が実施する男女平等・共同参画を推進する施策に協力する

よう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止等)

第7条 何人も、次に掲げる男女の人権を損なう行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場における性別を理由とした差別的取扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 配偶者等からの暴力をはじめとする男女平等を阻害する暴力的行為

- 2 市は、前項の行為により被害を受けた市民の相談に対応するものとし、その対応については、相談窓口を設置するとともに、関係機関及び団体と連携し必要な支援等に努めるものとする。

第2章 基本的施策

(行動計画の策定)

第8条 市長は、男女平等社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため行動計画を策定する。

- 2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等・共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 男女平等・共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民及び事業者等の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、高岡市男女平等推進市民委員会に諮問するものとする。

- 4 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

- 5 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(積極的格差改善措置)

第9条 市は、市の機構のあらゆる分野における活動において、男女平等・共同参画を阻害する要因の解消を図り、男女の平等な参画の機会の確保に努めるものとする。

- 2 市長は、市の審議会、委員会等の附属機関その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、若しくは任命するとき又は市の執行機関の委員を選任するときは、前条に定める行動計画に数値目標を掲げ、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第10条 市は、関係部局相互の連携及び調整により、男女平等・共同参画の推進に関する施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、全庁的な推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等社会の形成の促進を図るため、市、市民及び事業者等が互いに協働し、男女平等・共同参画の推進に関する諸施策及び諸事業を全市的に推進する体制を整備するものとする。

(拠点施設の設置)

第11条 市は、男女平等・共同参画を推進する市民の活動の拠点であるとともに、男女平等・共同参画の推進に関する施策を総合的に進める拠点となる施設を設置する。

(広報活動)

第12条 市は、男女平等社会の形成について市民及び事業者等の理解を深めるため、積極的に広報活動を行うとともに、情報の発信に当たっては、性別に基づく固定観念にとらわれないよう表現に配慮するものとする。

(市民及び事業者等に対する支援)

第13条 市は、市民及び事業者等が行う男女平等・共同参画の推進に関する活動に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女平等・共同参画の推進に関する施策を策定し、及び施策を効果的に推進していくため、必要な調査研究を行い、その成果を発表するものとする。

(雇用の分野における男女平等・共同参画の推進)

第15条 市は、事業者等に対し、雇用の分野において男女平等・共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、事業者等の男女平等・共同参画の推進に関する積極的な取組の奨励に努めるものとする。

3 市は、男女平等・共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者等に対し、職場における男女平等・共同参画の状況について報告を求めることができる。

4 市は、前項の報告により把握した男女平等・共同参画の状況を取りまとめ発表することができる。

(国際的理解と交流を深める措置)

第16条 市は、男女平等・共同参画の推進に関する国際的活動への理解を深め、協力するとともに、市内に在住する外国人と市民の相互の理解と交流を深め

る施策の推進を図るものとする。

(年次報告)

第17条 市は、毎年、男女平等・共同参画の推進状況及び施策の実施状況等について報告書を作成し、発表するものとする。

(財政上の措置等)

第18条 市は、男女平等・共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第3章 苦情の処理

(高岡市男女平等問題処理委員会)

第19条 市長は、市民及び事業者等からの次条に規定する申出を適切かつ迅速に処理するため、高岡市男女平等問題処理委員会(以下「処理委員会」という。)を置く。

2 処理委員会の委員の定数は、3人以内とし、男女平等・共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(苦情等の申出)

第20条 市民及び事業者等は、次に掲げる場合には、処理委員会に苦情等を申し出ることができる。

(1) 市が実施する男女平等・共同参画の推進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情がある場合

(2) 性別による差別的取扱いその他の男女平等を阻害する要因により人権侵害の問題が生じた場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、処理委員会にその旨を申し出ることができない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案

(2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立て審理中の事案

(3) 地方公共団体の議会に対する請願又は陳情の事案

(4) 処理委員会が行った処理に関する事案

(5) 人権侵害に関する申出について、人権侵害のあった日から1年を経過している事案。ただし、正当な理由があると処理委員会が認めるときは、

この限りでない。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、調査することが
適当でないと処理委員会が認める事案

(調査、処理及び報告)

第21条 処理委員会は、前条第1項の規定による申出
があった場合は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 前条第1項第1号の場合 必要に応じて、市
の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保
有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はそ
の写しの提出を求めるとともに、必要があると
認めるときは、当該機関に対して意見の表明又
は是正措置の勧告を行うこと。
- (2) 前条第1項第2号の場合 必要に応じて、関
係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及
び説明を求めるとともに、必要があると認める
ときは、当該関係者に助言又は是正の要望を行
うこと。

2 前項第1号の意見の表明又は是正措置の勧告を受
けた機関は、当該意見の表明又は是正措置の勧告に
適切かつ迅速に対応するとともに、その状況を速や
かに処理委員会に報告するものとする。

3 処理委員会は、第1項第2号の助言又は是正の要
望を行った関係者に対し、当該助言又は是正の要望
への対応の状況について報告を求めることができる。

4 処理委員会は、第1項に規定する事務の処理の状
況並びに第2項及び前項の規定により、報告を受け
た対応の状況について、苦情等の申出を行った者に
通知するとともに、必要に応じて関係する市の機関
その他の機関に通知するものとする。

(委任)

第22条 この章に定めるもののほか、苦情の処理に関
し必要な事項は、規則で定める。

第4章 高岡市男女平等推進市民委員会

(設置)

第23条 男女平等社会の形成の促進に関し、次条に掲
げる重要事項を審議するため、高岡市男女平等推進
市民委員会(以下「市民委員会」という。)を置く。

(市民委員会の任務)

第24条 市民委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げ
る事項について調査及び審議を行う。

- (1) 男女平等・共同参画の推進に関する事項
- (2) 男女平等・共同参画に関する諸施策の推進状
況等に関する事項その他男女平等・共同参画の

推進に必要と認められる事項

- 2 市民委員会は、前項各号に規定する事項に関し、
意見を述べることができる。

(組織等)

第25条 市民委員会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、市内の各界各層の団体から推薦された者、
公募に応じた者及び有識者のうちから市長が委嘱す
る。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員
が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

4 市民委員会に会長及び副会長を置き、会長は委員
の互選によるものとし、副会長は会長の指名による
ものとする。

5 会長は、市民委員会を代表し、その事務を統括す
る。

6 会長は、必要があると認めるときは会議に関係者
の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができ
る。

(専門部会)

第26条 市民委員会に、必要な事項を専門的に調査し、
及び検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員若干人で組織する。

3 専門委員は、市民委員会の委員及び男女平等・共
同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長
が委嘱する。

第5章 雑則

(運営事項の委任)

第27条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に
関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で
定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の高岡
市男女平等推進条例(平成15年高岡市条例第18号)
の規定によりなされた手続その他の行為は、この条
例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみ
なす。

高岡市男女平等推進市民委員会委員名簿

任期：平成 28 年 2 月 28 日～平成 30 年 2 月 27 日

(五十音順、敬称略)

	氏名	団体名・所属名	専門部会
会 長	市田 露子	富山大学	
副会長	大坂 昭輔	高岡市連合自治会	
委 員	大平 泰子	富山国際大学	
	尾崎 かをる	高岡人権擁護委員協議会高岡地区委員会	
	勝山 なおこ	高岡市 P T A 連絡協議会	
	北野 晃 (～H28. 12) 廣瀬 哲丈 (H28. 12～)	高岡市社会福祉協議会	
	小泉 弘子	地域女性ネット高岡	○
	小間 茂雄	高岡商工会議所	○ 副部会長
	佐藤 裕一 (～H28. 11) 竹島 直次 (H28. 11～)	連合富山高岡地域協議会	○
	島 喜以子	高岡市農業協同組合	
	高木 法子	公募委員	
	谷口 洋幸	高岡法科大学	○ 部会長
	中山 真紀	富山県男女共同参画推進員高岡連絡会	○
	花田 将司	高岡青年会議所	
	蓑 道子	公募委員	
	向 富士子	高岡 D V 被害者自立支援基金パサパ	
	村上 委千子	キラッと福岡ネット	
	柳 美喜子	E ネット	
	山口 泰祐	公募委員	
	六瀬 栄巳子	高岡市地域活動クラブ連絡協議会	

※ 専門部会委員は、男女平等推進プラン素案作成のため市民委員から会長が指名

高岡市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 市における男女平等社会の形成に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、高岡市男女平等推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高岡市男女平等推進プランに掲げる施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 高岡市男女平等推進プランに掲げる施策の連絡調整に関すること。
- (3) 高岡市DV対策（配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護をいう。）に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女平等・共同参画について必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長の職にある者のうちから市長が指名する者とする。
- 4 委員は、別表に掲げる者とする。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、委員長が招集する。

(幹事会)

第5条 連絡会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別に定めるところにより、第2条に掲げる事項に関する事務を所管する課等の所属長の職にある者（以下「幹事」という。）をもって構成する。
- 3 幹事会は、連絡会議の実施すべき事項について検討を行うほか、委員長の指示する事項を処理する。
- 4 幹事会は、市民生活部長が招集し、その運営に当たるものとする。
- 5 市民生活部長は、必要があると認めた場合は、指名する幹事をもって特定事項に関する個別の検討会議を開催することができる。

(主任会議)

第6条 連絡会議に主任会議を置く。

- 2 主任は、幹事が指名する施策担当者とする。

3 主任会議は、幹事会の指示に基づき、必要な事項について調査・研究（ワーキング等をいう。）する。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、市民生活部男女平等・共同参画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第3条関係）

教育長 上下水道事業管理者 経営企画部長 総務部長 産業振興部長 市民生活部長 福祉保健部長 都市創造部長 福岡総合行政センター所長 市民病院事務局長 会計管理者 消防長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 議会事務局長

附則

この要綱は、平成18年5月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

高岡市男女平等推進プラン（第2次）策定の経過

年月日	内容
平成 28 年 4 月 4 日	男女平等推進庁内連絡会議（第 1 回） ・計画の策定について
5 月 10 日	男女平等推進市民委員会（第 1 回） ・会長、副会長の選任 ・計画の策定について 市長から新たな男女平等推進プラン及びDV対策基本計画の策定を諮問 専門部会メンバーを会長が指名
9 月 29 日	男女平等推進プラン専門部会（第 1 回） ・部会長、副部会長の選任 ・計画案について
10 月 5 日	男女平等推進庁内連絡会議（第 2 回） ・計画案について
10 月 28 日	男女平等推進市民委員会（第 2 回） ・中間報告案について
11 月 4 日 ～11 月 7 日	市議会正副議長、民生病院常任委員会正副委員長、各会派説明 ・中間報告案について
11 月 25 日 ～12 月 15 日	中間報告案の公表、市民の意見を募集 〔意見応募件数 38 件（2 団体、個人 9 名）〕
平成 29 年 1 月 17 日	男女平等推進プラン専門部会（第 2 回） ・中間報告案に対する意見募集結果及び対応案について ・最終答申案について
2 月 15 日	男女平等推進市民委員会（第 3 回） ・中間報告案に対する意見募集結果及び対応案について ・最終答申案について 委員会より「高岡市男女平等推進プラン（第 2 次）」を市長へ答申

市民の相談・情報窓口等

平成 29 年 1 月 1 日現在

相談内容	機関・施設名	電話番号
男女平等・共同参画施策全般 や男女平等問題処理委員会に 関する相談	高岡市男女平等・共同参画課 高岡市男女平等推進センター	0766-20-1812 0766-20-1810
生き方・悩みごと・DV等 についての相談	高岡市男女平等推進センター相談室 (配偶者暴力相談支援センター)	0766-20-1811
	高岡市子ども・子育て課 (女性相談員による相談)	0766-20-1381
	富山県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	076-465-6722
	富山県民共生センター (サンフォルテ相談室)	076-432-6611
人権や暮らしの中の諸問題等 相談	高岡市共創まちづくり課	0766-20-1327
	富山地方法務局高岡支局 (みんなの人権 110 番) (女性の人権ホットライン)	0570-003-110 0570-070-810
犯罪等の女性被害者のための 相談	高岡警察署 富山県警察本部(女性被害 110 番)	0766-23-0110 0120-72-8730
職場におけるセクシュアル・ ハラスメントや育児休業・介 護休業等の労働相談	富山労働局雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	076-432-2740
	富山県労働雇用課	076-444-9000
高齢者福祉・介護保険・高齢 者の虐待等の相談	高岡市高齢介護課	0766-20-1165
こころの電話相談	富山県心の健康センター	076-428-0606
女性の心と体の悩み相談 エイズ・感染症の相談	富山県高岡厚生センター	0766-26-8415
健康全般に関する相談	高岡市健康増進課(健康相談室)	0766-20-1345
子育て支援・児童育成・ひと り親家庭等の相談	高岡市子ども・子育て課	0766-20-1329
児童福祉全般・児童虐待・子 育てテレフォン等相談	高岡児童相談所 (子育てテレフォン)	0766-21-2124 (0766-25-8314)
思春期の相談	富山県高岡厚生センター (思春期テレフォン)	0766-26-8866
青少年の悩みや生活上の諸問 題等の相談	高岡市少年育成センター	0766-20-1653

※ 詳しい相談日時等については、各機関・施設にお問い合わせください。

高岡市男女平等推進センター

高岡市男女平等推進センターは、男女平等・共同参画を推進する市民の活動を支援するとともに、男女平等・共同参画に関する施策を総合的に進めるための拠点施設です。

○ 相談室（配偶者暴力相談支援センター）

- ・電話や面接（要予約）により、DVや生き方、夫婦の問題など、さまざまな相談を受けています。

○ グループ・団体活動の場

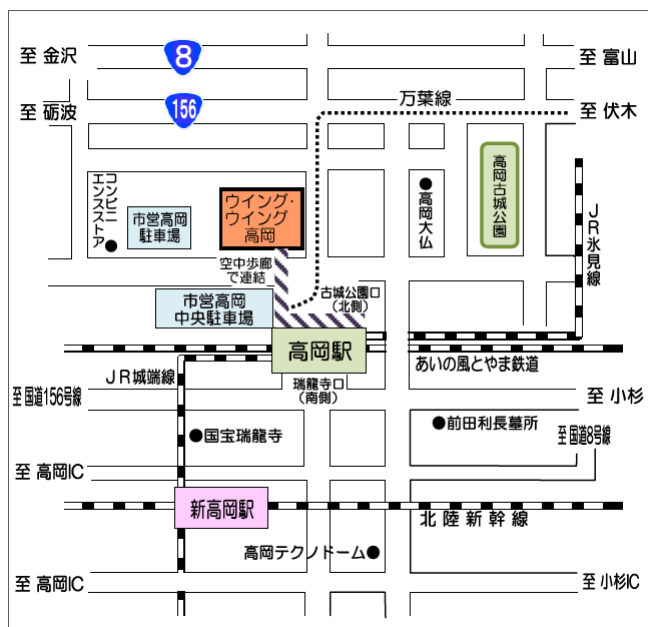
- ・男女平等・共同参画の推進に関する活動を展開しようとする団体は、センターを団体・グループの拠点として活用できます。
- ・登録されると、交流スペースや活動用ロッカーが無料で利用できるようになります。

○ グループ等の学習支援、講座や学習会の開催

- ・男女平等・共同参画推進のための講座、講演会等を開催しています。
- ・グループ・団体が男女平等・共同参画の視点で実施する学習活動にかかる講師等の費用の一部を助成するほか、企画から運営までを担当する講座を募集し、開催しています。

○ 情報提供

- ・図書やDVDの貸出し、情報誌「ありて」やセンターだより「ありてめいと」の発行、ホームページなどで情報を発信しています。
- ・情報収集や打合せのためにサロンを利用することができます。



所在地：富山県高岡市末広町1番7号
ウイング・ウイング高岡 6階

電話：0766-20-1810（代表）
0766-20-1811（相談室）

アクセス：高岡駅より徒歩約3分
新高岡駅より

・JR城端線「新高岡駅」から「高岡駅」
まで約3分

・加越能バス〈シャトル6〉「新高岡駅」
から「高岡駅瑞龍寺口（南口）」まで
約8分

能越自動車道 高岡ICより車で約13分

北陸自動車道 高岡砺波スマートICより
車で約25分

北陸自動車道 小杉ICより車で約25分

高岡市男女平等・共同参画都市宣言

わたしたちは

いつでも どこでも だれでもが

互いに認めあい 支えあい

思いやり あふれる 高岡を

一人ひとりが個性をいかし

共につくり 喜びも責任も分かちあう

ひと まち 輝く 高岡を

みんなの力で築きます

ここに「男女平等・共同参画都市」を宣言します

- 1 わたしたちは、互いに人権を尊重し、心豊かに
いきいきと生活できるまちをめざします。
- 1 わたしたちは、社会のあらゆる分野へ対等に参画し、
活躍できるまちをめざします。
- 1 わたしたちは、共に助けあい、家庭生活や仕事、
地域活動等が両立できるまちをめざします。

平成 20 年 9 月 25 日

高 岡 市



高岡市 市民生活部 男女平等・共同参画課

〒933-0023 高岡市末広町 1-7 ウイング・ウイング高岡 6 階

TEL 0766-20-1812 FAX 0766-20-1815

メールアドレス gender@city.takaoka.lg.jp

ホームページ <http://www.city.takaoka.toyama.jp/kurashi/kyodosankaku/index.html>